

地域ケアプラザ業務連携指針

【第3次改定版】

制 定 平成25年3月

改 定 平成30年4月

横浜市健康福祉局
横浜市社会福祉協議会

目次

1	地域ケアプラザ業務連携指針の改定について	1
2	地域ケアプラザ業務連携指針のねらい	2
3	地域ケアプラザの目的と求められる役割	3
(1)	地域ケアプラザの目的・役割・強み	3
(2)	地域ケアプラザ全体で取り組む支援	5
(3)	地域ケアプラザ各職種の目的・目標	6
4	地域ケアプラザと区役所及び区社会福祉協議会との連携	14
(1)	連携する視点・姿勢	14
(2)	職種別連絡会（区域）・地域ケアプラザ分科会（市域）	16
(3)	地区担当制・地域支援チーム	17
5	地域ケアプラザと関係機関との連携	18
6	地域ケアプラザの役割を果たすための業務	19
(1)	相談・支援	19
(2)	本人・家族等への支援	20
(3)	地域アセスメント	20
(4)	住民主体の地域づくりの推進体制の構築	21
(5)	社会資源の開拓・開発・支援	22
(6)	ネットワークの構築・支援	23
(7)	啓発	24
(8)	地域ケアプラザの場を生かした支援	25
7	地域ケアプラザで実施する事業	27
(1)	相談・助言・調整事業	27
(2)	地域活動交流事業	28
(3)	地域包括支援センター事業	29
(4)	生活支援体制整備事業	38
8	地域ケアプラザの評価の考え方	39
(1)	事業計画書・事業報告書	39
(2)	事業実績評価	39
(3)	月間事業報告書	39

9 地域ケアプラザ職員の人材育成 -----	40
（1）地域ケアプラザ内における日常業務を通じた人材育成 -----	40
（2）運営法人を超えた学び合い -----	43
（3）支援技術向上に向けた専門研修 -----	44
（4）コーディネーターの人材育成 -----	45
（5）研究活動の支援・奨励 -----	46

10 記録 -----	46
-------------	----

11 地域ケアプラザの管理・運営 -----	47
（1）地域ケアプラザ運営協議会 -----	47
（2）公正・中立性の確保 -----	47
（3）災害時の対応 -----	47

【巻末資料】

1 地域ケアプラザ業務連携指針策定の経緯 -----	49
2 地域ケアプラザの歩み -----	50
3 地域ケアプラザ年表 -----	54
4 地域ケアプラザ全体で取り組む支援の具体例 -----	55
5 地域活動交流事業における関係機関との連携 -----	57
6 主な地域ケアプラザ関連条例、要綱及び手引き等 -----	62
7 検討メンバーと検討経過 -----	64

【コラム】

1 区社会福祉協議会 -----	2
2 サブコーディネーター -----	6
3 地域ケアプラザの担当圏域 -----	9
4 横浜市地域福祉保健計画における地域ケアプラザの役割 -----	10
5 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケアプラザの役割 -----	12
6 地区担当制と地域支援チーム -----	17
7 地域福祉保健計画地区別計画地区別支援チーム -----	18

【別冊資料】

1 コーディネーター（地域活動交流・生活支援）の業務と能力
2 コーディネーター（地域活動交流・生活支援）の業務と能力説明資料
3 コーディネーター（地域活動交流・生活支援）人材育成体系図
4 コーディネーター（地域活動交流・生活支援）向け 研修カリキュラム

1

地域ケアプラザ業務連携指針の改定について

横浜市健康福祉局（以下「健康福祉局」といいます。）は、平成 25 年 3 月に、地域ケアプラザ（※1）の役割と業務を明らかにすることを目的に、「地域ケアプラザ業務連携指針（以下「指針」といいます。）」を策定しました。（巻末資料 1 参照）

その後国から、高齢者支援分野における地域包括ケアシステムの構築の必要性が改めて示されました。横浜市内では、地域包括支援センターの機能を有しており、地域福祉保健計画への関わりの中で地域支援の中核的な役割を果たしてきた、地域ケアプラザを中心に地域包括ケアシステムを進めていくことになり、地域ケアプラザの体制強化を行いました。

一方、そのほかの分野では、生活困窮者自立相談支援機関が区的生活支援課に、基幹相談支援センターが社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置され、子育て世代包括支援センターの機能が各区のこども家庭支援課と地域子育て支援拠点の連携により充実される等、地域ケアプラザを取り巻く状況が変化してきました。

また、平成 29 年 2 月には、国から、『「地域共生社会（※2）」の実現に向けて（当面の改革工程）』が発表され、2020 年代初頭の地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的支援体制の整備を行うこととされました。横浜市において検討していくにあたっては、地域ケアプラザの役割も、改めて重要になると想定されます。

今後、このような地域ケアプラザを取り巻く状況の変化に対応していくため、地域ケアプラザの歩みを振り返りつつ（巻末資料 2 及び 3 参照）、現在の地域ケアプラザの各職種の役割を改めて整理し、人材育成体系を再構築するとともに、地域ケアプラザの月間事業報告書及び事業実績評価等の見直しに向けて、指針を改定することとしました。

※1 指針における「地域ケアプラザ」には、原則、特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター（以下「特養包括」といいます。）を含みます。含まない場合には「特養包括を除く」と記載しています。また、指針は、次の(1)から(4)までの事業に携わる全ての職員が対象です。

事業	職種等(※3)
(1) 相談・助言・調整事業	<ul style="list-style-type: none"> ・所長 ・生活支援コーディネーター ・地域活動交流コーディネーター ・サブコーディネーター ・保健師等 ・社会福祉士等 ・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等 ・介護予防支援プランナー ・介護支援専門員（ケアマネジャー） ・生活相談員 ・看護師 ・介護職員 ・機能訓練指導員 ・調理職員
(2) 地域活動交流事業	
(3) 生活支援体制整備事業	
(4) 地域包括支援センター事業	
(5) 居宅介護支援事業	
(6) 福祉・保健サービス (高齢者デイサービス・障害児デイサービス等)	

※2 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。

※3 地域包括支援センター 3 職種の等は、介護保険法施行規則における「その他これに準ずる者」のことを指します。

2

地域ケアプラザ業務連携指針のねらい

この指針は、地域ケアプラザ、区役所及び区社会福祉協議会（以下「区社協」といいます。）の職員が、共通する目的や互いの役割を理解した上で、連携して業務にあたるように、指針の内容に繰り返し立ち戻って確認していただくものとして作成しました。

- (1) 地域ケアプラザ職員が、地域ケアプラザの目的及び求められる役割並びにその役割を果たすための各種取組を理解すること
- (2) 区役所職員及び区社協職員が、地域ケアプラザの目的及び求められる役割並びにその役割を果たすための各種取組を理解した上で、地域ケアプラザと連携して取り組むべきことを理解すること
- (3) 地域ケアプラザ職員、区役所職員及び区社協職員が、3者の連携の必要性を理解すること

コラム1 区社会福祉協議会

区社協は、社会福祉法に基づいた民間団体で、地域住民やボランティア及び市民団体の方々等の公私福祉関係者等により構成されています。

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念のもと、地域福祉の推進を目的とした様々な事業を実施しています。

民間としての「自主性」と多くの人に支えられている「公共性」を併せ持った組織で、活動の財源には、会員からの会費や地域住民からの寄付である共同募金配分金等が活かされています。

相談、情報提供、人材育成及び助成等による地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）やボランティア団体等の地域活動支援を中心に、ボランティア相談及び権利擁護等の個別支援にも取り組んでいます。また、取組を通じて、地域住民一人ひとりのニーズに地域活動が届くよう働きかけるとともに、個別ニーズを地域住民や関係機関・団体と協力して共有・解決することで、個別支援と地域支援の一体的な展開による地域づくりを進めています。

3

地域ケアプラザの**目的**と求められる**役割**

(1) 地域ケアプラザの**目的・役割・強み**

地域ケアプラザの設置目的は、横浜市地域ケアプラザ条例第1条第1項で「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する（※4）。」と定められています。指針では、より具体的に、地域ケアプラザの目的を示します。また、横浜市の様々な行政計画において地域ケアプラザの役割が示されていますが、それらは全て、この指針に基づくものです。地域ケアプラザの強みを生かして、目的に向かって役割を果たしていく必要があります。

※4 福祉サービス、保健サービスの総合的な提供については、平成3年に、高齢者デイサービスの整備・提供を開始し、平成15年から、高齢者デイサービスのほか、障害児デイサービス等の整備・提供を開始しましたが、平成19年度の設計から「整備」を廃止しました。

ア 目的

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉・保健の拠点」として、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援します。地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、それぞれの専門性を生かして総合的に支援していくとともに、地域の課題を明らかにして、地域住民とともに解決に取り組みます。

イ 役割

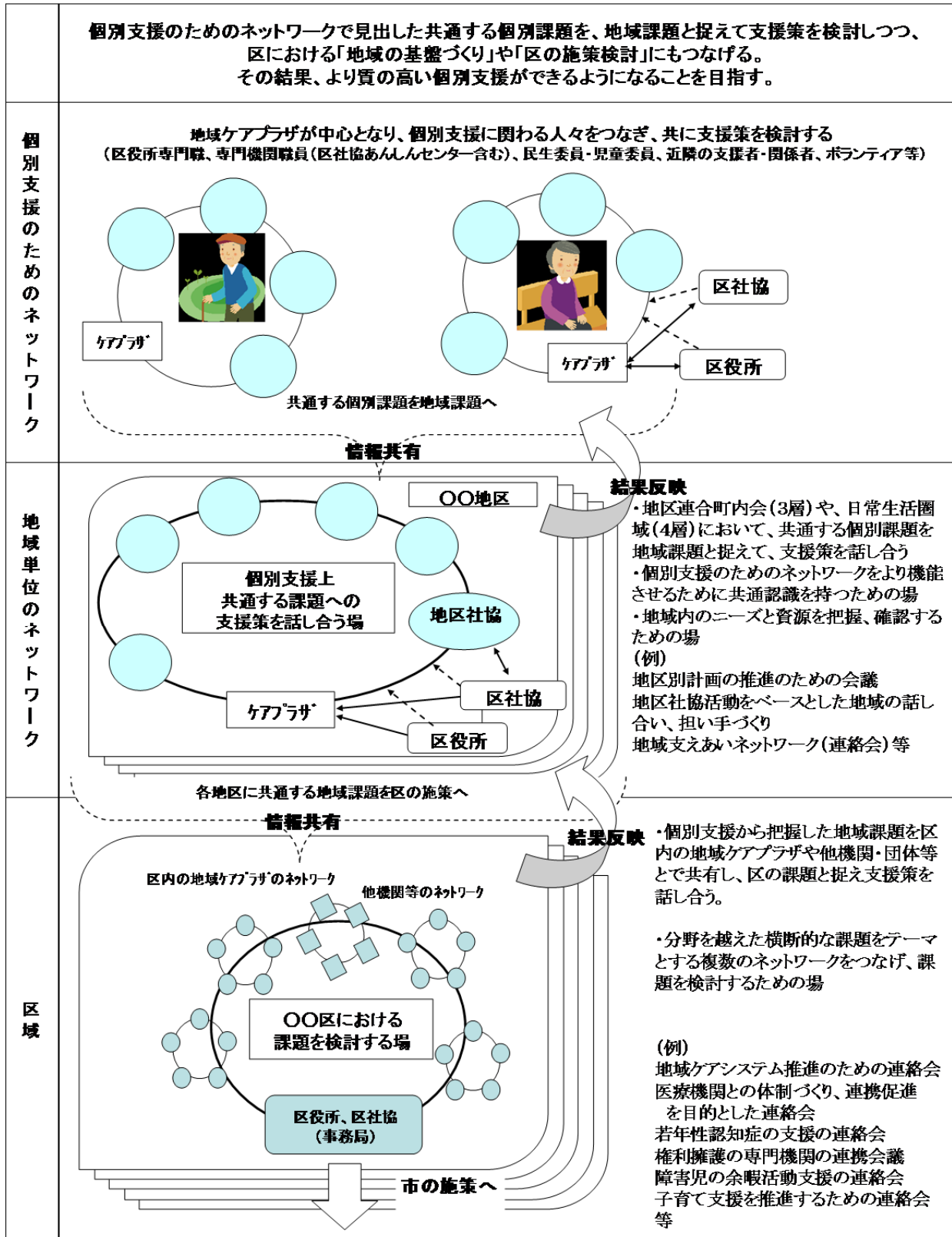
- (ア) 地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談及び情報を受け止めます。
- (イ) 受け止めた相談及び情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携して適切な支援を行い、あるいは適切な専門機関等につなぎ、支援策を考える場に関わります。
- (ウ) 地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。
- (エ) 地域、行政、区社協、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取組を区の施策につなぎます。

ウ 強み

- (ア) 複数の職種が配置されているため、日常的に、それぞれの職種の専門性を生かして情報収集と情報共有を行うことができ、連携して支援策を考えることができます。
- (イ) 概ね中学校区圏域に1館設置されているため、地域に身近な存在です。地域住民とともに課題把握・課題解決に取り組むことができます。また、区役所が把握に至っていない人や解決困難な生活課題を抱える人の存在に気づきやすく、区役所につなぎ、ともに支援していくことができます。
- (ウ) 地域住民の活動場所となる「場」を有しているため、地域住民との顔の見える関係づくり、担い手発掘及びネットワークづくりを行うことができます。

【参考 図①】「第3期横浜市地域福祉保健計画〈柱2-2-2〉」

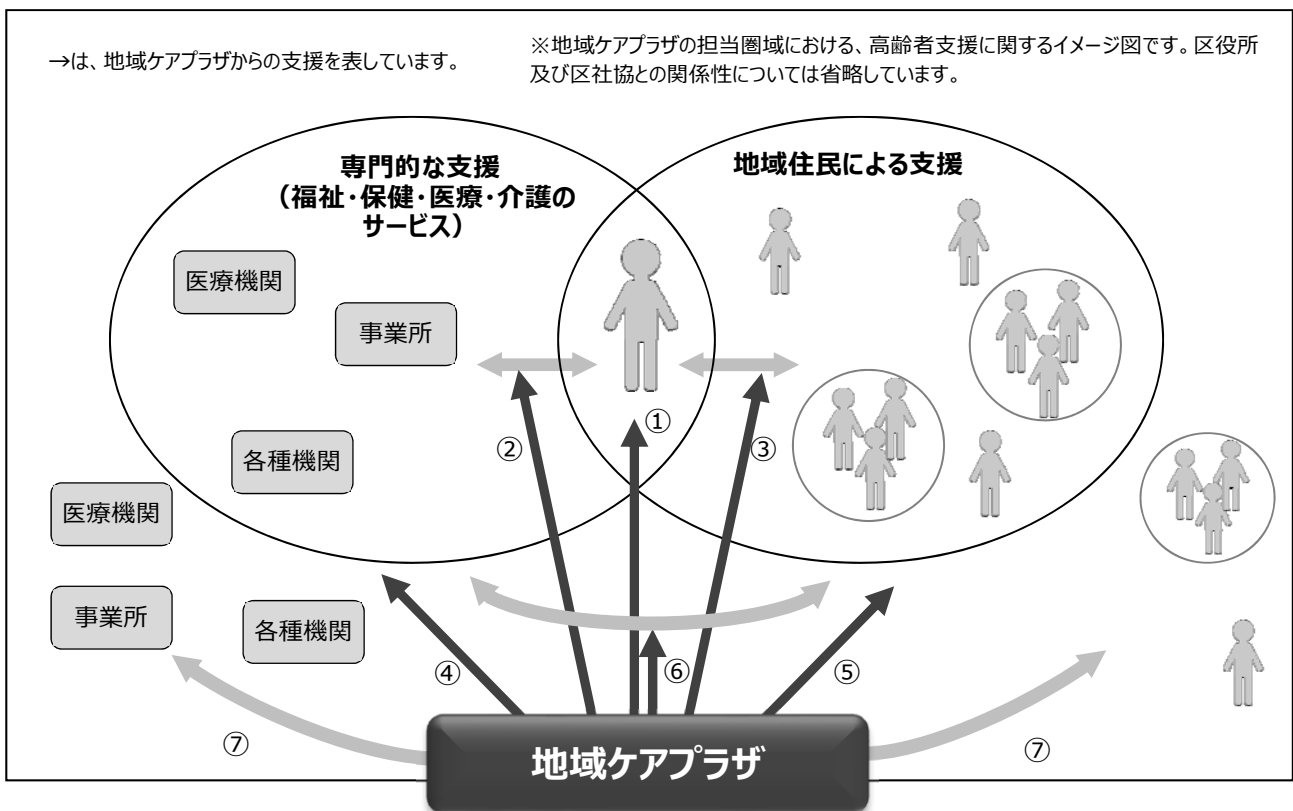
地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と各層の仕組みの連動により地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境整備



(2) 地域ケアプラザ全体で取り組む支援

個を支える支援には、「専門的な支援（事業所や専門機関が提供するサービス等）」と「地域住民による支援（地域住民による自主的な取組や支え合い活動）」があり、日々の暮らしを切れ目なく支えるために、両者は一体的に行われる必要があります。地域ケアプラザは、個人を直接支援するだけでなく、その人に対して、「専門的な支援」と「地域住民による支援」を両輪で進められるよう、それぞれの取組や活動等を支援していくことが必要です（図②参照）。そのためには、地域に根差し、地域の一員となりつつも、専門的な知識や視点を生かして支援することが重要になります。地域ケアプラザの各事業を連動させ、地域ケアプラザ全体で取り組むことが求められます。（地域ケアプラザ全体で取り組む支援の具体例については、P 55 巻末資料 4 を参照してください。）

【図②】 地域ケアプラザ全体で取り組む支援のイメージ図



	説明	例
①	個人への直接支援	相談・支援（情報提供、助言、専門的・継続的な関与）
②	個人と専門的なサービス等をつなぐ支援	相談・支援（自立に向けた専門的サービスの選択を支援）
③	個人と地域住民や地域活動をつなぐ支援	ボランティアコーディネート、自治会町内会や地区社協等と協力した個を支える活動
④	専門的なサービス提供者等への支援、ネットワークづくり	サービス事業所等の連絡会、多職種連携支援、研修
⑤	地域活動への支援、ネットワークづくり	各種連絡会、活動の立ち上げ・運営支援、研修、担い手の育成・支援、情報提供
⑥	専門的なサービス提供者と地域活動とのネットワークづくり、調整	サービス事業所と地域との連絡会・合同研修
⑦	福祉・保健への意識を高め、参加を促す啓発（①～⑥に重なる）	広報、講座、研修、福祉学習

(3) 地域ケアプラザ各職種の目的・目標

ア 所長

職員が、各職種の目的に向かって力を発揮した上で連携し、地域ケアプラザに求められる役割を果たしていくためには、所長のマネジメントが大切です。

人材のマネジメントにおいては、職員と目的及び目標を共有し、職員が目的を達成し、目標を実現できるように育成します。

業務のマネジメントにおいては、各職員の業務目標を踏まえて、所長が地域ケアプラザとしての目標を示します。所長が職員の業務の進捗を把握し、職員が連携し合うことができる体制を整えることが必要です。

また、地域に対しては、地域ケアプラザの顔として地域の関係団体からの信頼を得られるよう、関係づくりを進めます。

イ 地域活動交流コーディネーター **特養包括を除く**

目的	子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを、関係機関と連携して支援する。
目標	<ul style="list-style-type: none">■ 専門職として、地域の状況、魅力及び課題を分析するとともに、地域住民と地域の目指す姿を共有する。■ 地域住民の取組や思いが、支援を必要としている人に届くように支援する。■ 地域住民が地域に関心を持ち、魅力と課題に気づき自分ごととして捉えられる気持ちを引き出す。■ 地域住民とともに、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みを作る。

コラム 2 サブコーディネーター

サブコーディネーターは、平成3年の地域ケアプラザ設置当初から配置されている職種であり、「6 地域ケアプラザの役割を果たすための業務」の中の「(8) 地域ケアプラザの場を生かした支援」を中心に取り組みます。地域活動交流コーディネーターを補佐しつつチームで取り組み、他の職種と連携して、地域ケアプラザの役割を果たしていく必要があります。

目的：子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを、関係機関と連携して支援する。

目標：■ 地域ケアプラザに来館した地域住民にとって、地域ケアプラザの顔となるよう取り組む。

■ 来館者や団体同士のつながりづくりを始めとした地域ケアプラザの場を生かした支援に取り組む。

■ 地域ケアプラザ内の環境美化等、来館者がまた来たいと思える場づくりに取り組む。

ウ 生活支援コーディネーター

目的	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の体制整備という明確な視点を持って地域づくりを支援する。
目標	<ul style="list-style-type: none">■ 高齢者が、自分でできることは自分で行いながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な主体による重層的な生活支援がある地域づくりを支援する。■ 高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って自分らしく暮らし続けられるよう、様々な介護予防・社会参加の機会がある地域づくりを支援する。■ 高齢者の状況の変化に応じた適切な支援ができるよう、地域住民、ボランティア、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な主体による必要な活動・サービスの創出・持続・発展の取組を支援する。■ 専門職として、高齢者の個々の生活ニーズ（や介護予防）に焦点をあてた地域づくりに関する分析・計画・立案ができ、地域とともに取り組む。

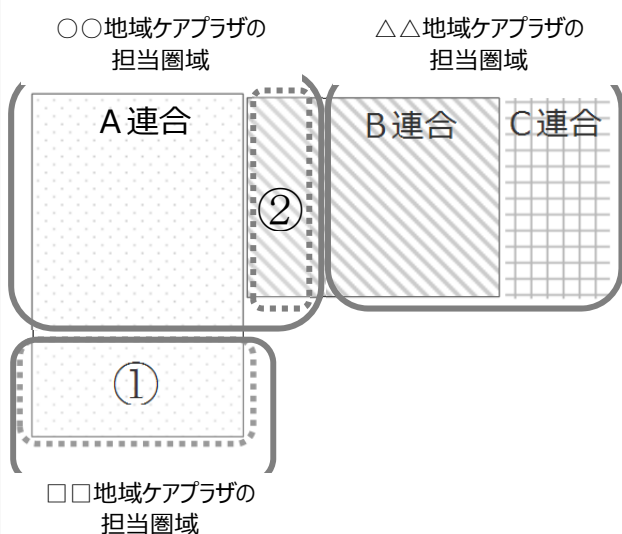
エ 地域包括支援センター職員

目 的	すべての高齢者が、住み慣れた地域で支え合いながら、自分らしく安心して生活できるよう、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を目指し、包括的かつ継続的に心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う。
目 標	<ul style="list-style-type: none">■ 高齢者の心身の状態や生活の状況、必要となる支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動し、多様な地域資源や制度のコーディネートを行い、自立に向けた支援を行う。■ 地域ケアプラザの強みを生かし、地域包括支援センター配置の3職種が、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター等地域ケアプラザの職員全員と協力し、個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら、地域住民とともに高齢者の課題を解決する取組を進める。■ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、インフォーマルサービスや地域人材等の様々な社会資源が有機的に連携できるネットワークを構築する。ネットワークを生かして課題を把握するとともに、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行い、個別課題と地域課題を解決する。■ どのように暮らしていきたいかを自身が考え、自らの目標を定め、年齢を重ねても、その人なりの役割や社会とのつながりを持ちながら、目標を達成していくことができるよう高齢者を支援する。市民の一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最期まで自分らしく生きることを様々な関係機関等と連携して支援する。

コラム 3 地域ケアプラザの担当圏域

地域ケアプラザには、行政の施策上様々な担当圏域が設定されていますが、地域住民による主体的な話し合いは、それとは異なる圏域（例：地区連合町内会や自治会町内会及び住民が買い物をする範囲等の生活圏域）で進みます。そのため、地域に働きかける時は、テーマ（地域課題等）に応じて、課題解決のために、どのエリアや人への働きかけが適切か検討することが重要です。また、複数の地域ケアプラザや区域で連携して取り組むことが必要な場合も多くありますので、区役所が全体を見て、必要な連携がとれるよう地域ケアプラザとともに調整します。

〔住民の生活圏域と地域ケアプラザの担当圏域が異なる場合〕



地域課題や地域特性等に応じて、適正な働きかけを検討することが重要です。

- ・ A 地区連合町内会で住民による主体的な話し合いや活動を進める際に、○●地域ケアプラザの担当圏域外で、ニーズ等を把握していない圏域（①）がある場合は、その圏域を担当する隣接の□□地域ケアプラザと連携する必要があります。
- ・ ○●地域ケアプラザに隣接する△△地域ケアプラザが、B 地区連合町内会に働きかけを行う場合は、○●地域ケアプラザが担当圏域（②）で把握したニーズや地域資源等をその隣接する△△地域ケアプラザに提供し、一緒に検討する必要があります。

<地域ケアプラザに設定されている圏域>

圏域	考え方	所管課
地域ケアプラザ整備圏域	「概ね中学校区圏域に一か所」 整備目標数は、平成 14 年度に平成 6 年度当時の中学校数 145 か所と設定し、平成 29 年度に 146 か所に再設定。	健康福祉局地域支援課
地域活動交流事業の圏域	地区連合町内会のエリア、地理的条件及び人口等に応じて設定（指定管理者公募要項に記載）。	区福祉保健課 （健康福祉局地域支援課）
地域包括支援センターの圏域	地区連合町内会のエリア、地理的条件及び人口等に応じて設定（区福祉保健課が圏域を設定し、局地域支援課が統計情報及びGISを用いて圏域の高齢者人口を算出。）。	区福祉保健課 （健康福祉局地域支援課）

介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所介護支援事業等については、各事業所が実施地域を定めます。（介護予防支援、居宅介護支援及び通所介護等に係る横浜市が定める基準条例）

<【参考】 そのほか、地域ケアプラザと関係が深い圏域>

圏域	考え方	所管課
横浜市地域福祉保健計画 地区別計画の圏域	地区連合町内会のエリア	区福祉保健課 (健康福祉局福祉保健課)
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピークまでに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭におき、中学校区単位等、地域の実情に応じて設定（148か所）	区福祉保健課 (健康福祉局高齢健康福祉課)

コラム 4 横浜市地域福祉保健計画における地域ケアプラザの役割

横浜市地域福祉保健計画では、各区の実情に応じて地区別支援チーム（P18コラム7参照）を設置し、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進を通じた住民主体の地域づくりを支援しています。

その中で、地域ケアプラザは、地域支援の中核的な役割及び地区別計画を策定・推進するための事務局として、地域に最も身近な支援機関としての役割が期待されます。

そのため、地域ケアプラザは、様々な地域の要望等が寄せられやすい立場にありますが、正面から受け止めることが難しい場合もあります。その場合、区社協や区役所は地域ケアプラザとは異なる立ち位置を生かし、地域との調整を行う姿勢が必要です。

地域福祉保健計画地区別計画には、地区の人たちと地域の課題を共有し、検討した結果、解決に向けた目標や具体的な行動、キャッチフレーズそして地域の合言葉等がまとめられています。地域福祉保健計画地区別計画を「地域の福祉保健に関する生活課題が地域の方々の言葉で表現されているもの」として捉え、地域ケアプラザとしての地域との関わり方を考える材料として見直してみましょう。それと同時に、そこに反映されていない人たちの声があることも意識することが大切です。

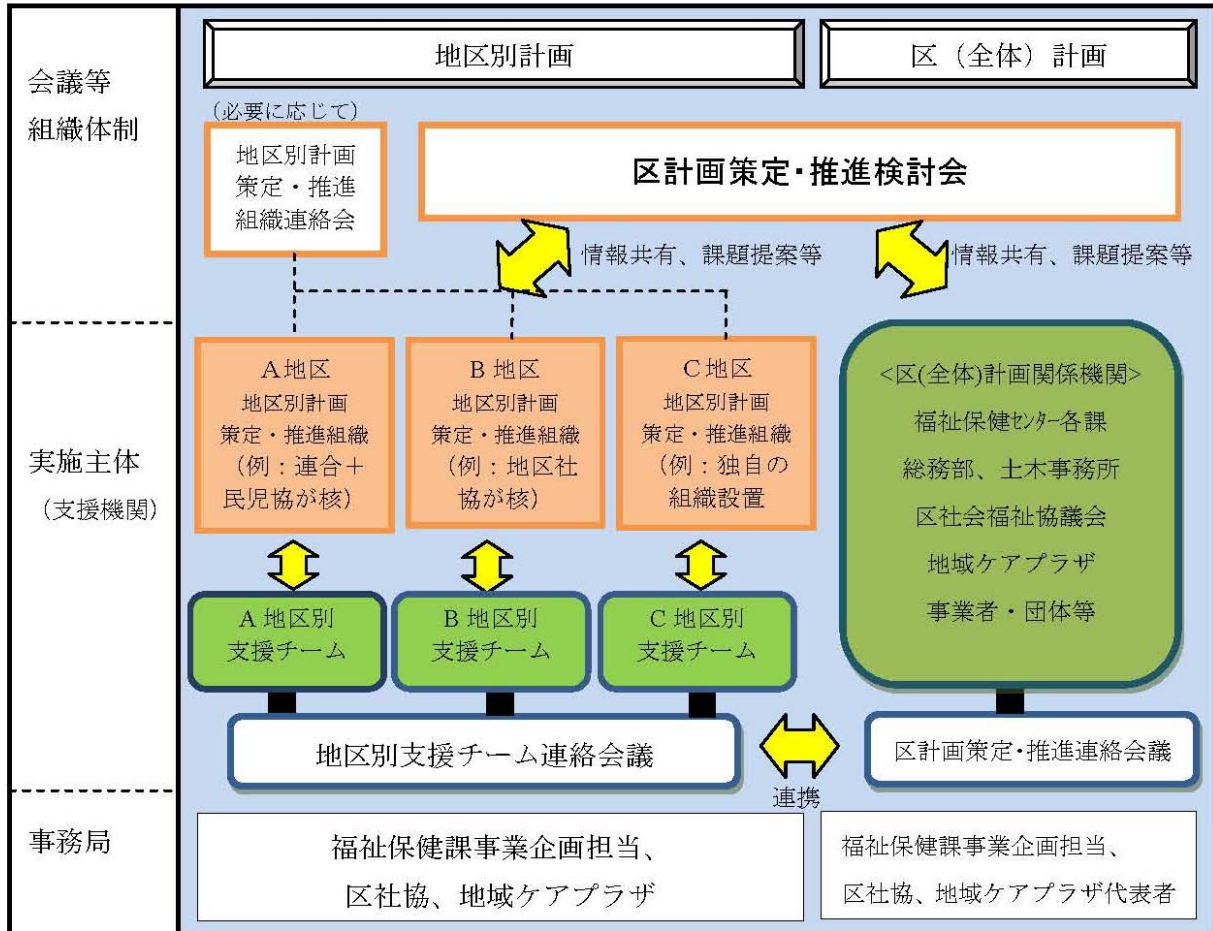
また、区域における中心的計画である区地域福祉保健（全体）計画（以下「区計画」といいます。）では、地域ケアプラザは、区福祉保健課事業企画担当及び区社協とともに事務局として、区計画策定・推進が順調に進むように全体のかじ取り役を担います。

地域福祉保健計画は、地域ケアプラザ本来の役割を果たすための重要なツール（手段）です。地域への関わりや関係者・機関とのネットワークの構築・推進及び住民主体の地域づくりに取り組みましょう。

地域福祉保健計画の策定・推進のための組織

〈組織の全体イメージ（例）〉

* 地区別支援チームと地区担当制が一体化されている区では、この限りではありません。



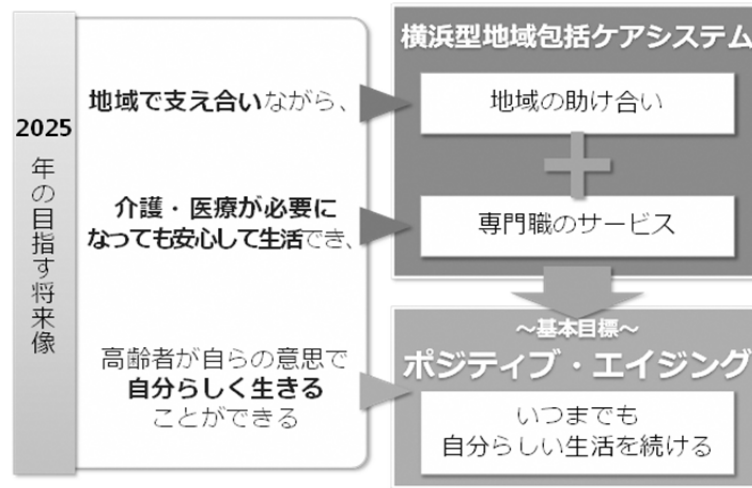
* 図の説明：
 区・区社協・地域ケアプラザの内部会議
 区民の方がメンバーとなる会議

(引用：第3期区地域福祉保健計画策定・推進指針)

コラム 5 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケアプラザの役割

横浜市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、3年ごとに策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を「よこはま地域包括ケア計画」と位置づけ、地域の助け合いの仕組みづくりとともに、介護や医療、保健・福祉等の専門職による一体的なサービス提供の実現を取組の中核に据え、全ての高齢者が自分らしい生活を続けられる地域を目指しています。

<2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム>

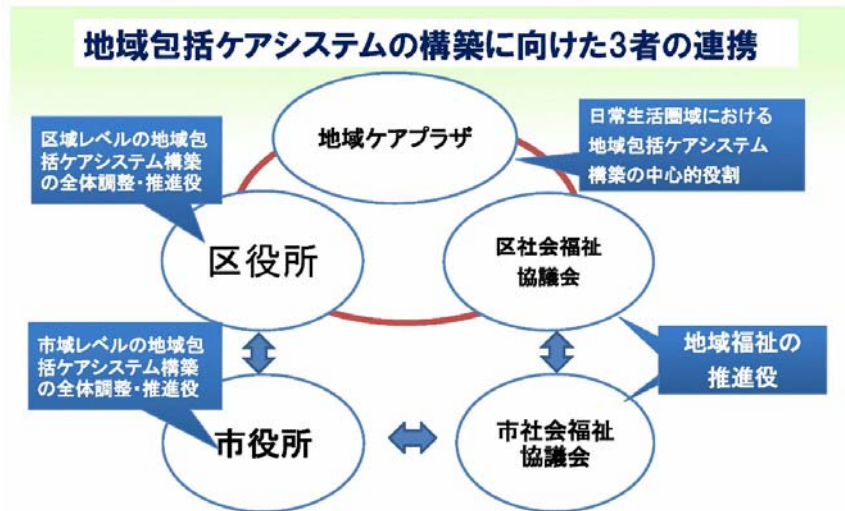


(引用：第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

これまでも、横浜市では

- ・「地域ケアプラザ（地域包括支援センター）」を拠点とした地域のネットワークづくり
- ・高齢者を含む多様なニーズに対応するための、地域づくりを念頭においた取組の推進
- ・介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援の一体的な推進

など、地域包括ケアの実現につながる様々な取組を、全国に先駆けて進めてきました。



地域の関係者が一体となって横浜型地域包括ケアシステムを構築し、「一体的なケア」を提供するには、関係者がチームとして本人を支えることが重要です。そのためには、地域包括ケアシステムの各分野（介護・医療・介護予防・生活支援・住まい）を縦割りではなく、横につなぐ視点が必要です。そこで、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、次の項目を「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の視点」として示しています。

- (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた目標の共有
- (2) 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築
- (3) 多職種が連携した一体的なケアの提供
- (4) 多様なニーズに対応する「施設・住まい」の実現
- (5) 市民の意識の醸成
- (6) 「地域共生社会」の実現に向けて

また、各区でも、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、取組の方向性や重点取組等を記載した「横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた区行動指針」を平成29年度に策定しました。

こうした市の計画や区の行動指針等に盛り込まれている理念や考え方等を、地域ケアプラザ内での職種間連携はもとより、地域の関係者とも連携を図り、確認・共有しながら、取組を進めていくことが重要です。

■「横浜型地域包括ケアシステム」とは■

横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことで、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心に、日常生活圏域ごとに進めていくものです。

《具体的な取組》

- ① 活発な市民活動との協働
- ② 健康寿命の延伸に向けた「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的な推進
- ③ 医療・介護の連携など、多職種連携の強化
- ④ 高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備及び医療や介護などの人材確保・育成

4

地域ケアプラザと区役所及び区社会福祉協議会との連携

地域ケアプラザの役割を果たしていくためには、区役所及び区社協と連携することが重要です。地域ケアプラザでは、区の福祉保健施策及び区社協の業務と密接に結びついた業務を実施しています。地域ケアプラザ、区役所及び区社協は、積極的にお互いが把握している情報を伝え合い、支援の方向性を共有します。3者が連携することで、個別支援と地域支援を連動させていくことが必要です。

(1) 連携する視点・姿勢

ア 地域ケアプラザが持つべき視点・姿勢

地域ケアプラザに求められる役割の理解	区の福祉保健施策、区地域福祉保健計画及び横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針等における地域ケアプラザの役割を十分理解し、区役所及び区社協との協働に取り組みます。
区役所及び区社協との課題や支援の方向性の共有	日常業務で把握したニーズ、地域役員からの相談、地域住民の動き及び地域支援チームの一員として把握した地域情報等を、積極的に区役所及び区社協に提供します。区役所及び区社協から提供された情報については、組織として受け止め、課題解決のために活用します。把握した課題は、区役所、区社協及び関係機関等と積極的に情報交換し、支援の方向性を共有します。
地域ケアプラザ間の連携	課題解決の検討や相互の人材育成に向けて、職員の知識や支援技術の向上のために、合同研修や連絡会を実施し、事例の共有を図ります。また、緊急時に近隣や区域の地域ケアプラザが連携して対応する等、地域ケアプラザ間の連携に努めます。

イ 区社協が持つべき視点・姿勢

地域ケアプラザへの業務支援と人材育成支援	① 区社協等の地域団体への支援、ボランティア活動の推進並びに学校、企業及び地域等への福祉学習の推進等、支援に関する情報やノウハウを地域ケアプラザに提供します。また、広域なネットワークや助成金等といった区社協の強みを生かしながら地域と区域の両方の視点を持って地域に関わり、一人ひとりのニーズに届くように地域ケアプラザと協働して取り組みます。
	② 区社協が実施する「あんしんセンター」「ボランティアセンター」「移動情報センター」及び「生活福祉資金貸付事業」等の個別支援機能を生かして、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて地域ケアプラザや区役所等と連携して対応します。受け止めた個別ニーズを地域とともに解決する地域づくりに取り組みます。
	③ 特に、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターに対しては、コーディネーター連絡会の事務局及び地区担当として、密接に連携しながら地域福祉の推進を図るための日常業務や相互の学び合いを支援します。

ウ 区役所が持つべき視点・姿勢

<p>区役所が地域ケアプラザに求める役割の明確化</p>	<p>① 区役所の福祉保健施策、区地域福祉保健計画及び横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針等において地域ケアプラザの担う役割を明確にして、地域ケアプラザと共有します。</p> <p>② 地域ケアプラザ事業実績評価を活用し、地域ケアプラザに期待する役割、運営指導及び情報提供等について、区役所、特に福祉保健センターの各課が共有し、連携して対応します。</p>
<p>区役所と地域ケアプラザの役割分担</p>	<p>① 区役所が担うことが明確な業務（※5）に加え、明らかに区役所が担う業務と言い切れないまでも、区役所が主導的に行うことが効果的、効率的な業務はどのようなものか日頃から確認しておきます（※6）。区役所、地域ケアプラザ双方で役割を確認し、連携して、対象者や地域の支援に隙間が生じないようにします。</p> <p>※5 成年後見制度の区長申立て、高齢者虐待にかかる立入調査及びやむを得ない措置等、行政権限の行使が必要とされる業務。</p> <p>※6 個別の課題解決や地域の課題解決支援のためには、区域・市域の視点で検討する必要があるもの及び行政施策や制度として展開していくべきもの等。</p> <p>② 業務の内容で区役所と地域ケアプラザの役割分担が明確に分けられないものについては、各業務の指針及びマニュアルの考え方や、状況に応じ、連携して取り組みます。</p> <p>③ 地域ケアプラザだけで解決の難しい課題等については、区と地域ケアプラザが一体となって対応します。把握した部署の所管業務でなかったり、所管課が不明確な場合であっても、関係部署で情報共有し、連携して取り組みます。</p>
<p>地域ケアプラザへの業務支援と人材育成支援</p>	<p>① 区役所が把握している地域情報や区の事業について、地域ケアプラザに資料提供及び説明する機会を積極的に設ける等、日常的に情報共有を図り、課題の共有化に努めます。</p> <p>② 区役所が関わる連絡会等の会議（地域自立支援協議会、子育て支援の連絡会及び生活困窮者自立支援制度支援調整会議等）に積極的に参加を呼びかける等、地域ケアプラザと関係機関等が連携しやすくなるように支援します。</p> <p>③ 地域ケアプラザがその役割を果たすために、定期的に情報共有や意交換を行うとともに、必要な指導、助言をし、人材育成を支援します。</p>
<p>地域ケアプラザの業務を活用した区内の課題把握と施策への反映</p>	<p>各地域ケアプラザから提出される報告書を分析するとともに、各地域ケアプラザから寄せられる地域情報や地域住民の思い等に積極的に耳を傾け、全体的な区内の課題把握を行うとともに、必要に応じて区の施策等に反映します。</p>

(2) 職種別連絡会（区域）・地域ケアプラザ分科会（市域）

職種別連絡会及び地域ケアプラザ分科会は、情報交換、それぞれの地域課題の共有及び課題解決に向けた検討を行うとともに、他の地域ケアプラザと連携した取組及び区域での取組につなげる重要な場です。また、人材育成においても重要な場となるため、関係者は積極的に参加します（人材育成についてはP43参照）。

ア 職種別連絡会（区域）

区ごとに職種別の連絡会を開催します。参加者が主体的に関わり、創意工夫により充実した内容となるよう取り組みます。

<取組例>	
<ul style="list-style-type: none"> 各担当圏域で把握する課題の共有や区域で取り組むべき課題の整理 区全体の地域ケアプラザ業務についての連絡調整 研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所等からの依頼事項の説明、情報提供 区地域福祉保健計画の策定・推進の検討 地域包括ケアシステムの構築・推進の検討

職種別連絡会名	事務局	メンバー（※7）
区所長会	区福祉保健課 事業企画担当	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアプラザ所長 ○区社協事務局長又は事務局次長 ○区高齢・障害支援課高齢者支援担当係長
区地域活動交流 コーディネーター連絡会	区社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動交流コーディネーター ○区福祉保健課事業企画担当職員
区生活支援 コーディネーター連絡会	区社協 (第1層生活支援コ ーディネーター)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2層生活支援コーディネーター ○区高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長・職員
区地域包括支援センター 連絡会（※8）	区高齢・障害支援課 高齢者支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター職員 ○区福祉保健課事業企画担当職員

※7 メンバーは、区の実情に応じて追加できます。関係機関との連携の場とすることも有効です。

※8 このほか、地域包括支援センター3職種別の連絡会があり、区の状況に応じて開催されています。

イ 地域ケアプラザ分科会（市域）

横浜市社会福祉協議会（以下「横浜市社協」といいます。）は、会員施設の種別ごとに部会を組織し、会員が相互に質を高め、広く市民に信頼される存在となることを目的に部会活動を実施しています。地域ケアプラザ分科会は、高齢福祉部会の分科会として、市内の地域ケアプラザ等により組織され、事務局を横浜市社協が担い、地域ケアプラザ業務に関わる課題解決や職員の資質向上等に取り組んでいます。（分科会や研究会の役割はP44参照）。

(3) 地区担当制・地域支援チーム

横浜市では、自治会町内会等地域で活動する団体や人々、企業、学校及び NPO 法人と区役所等が連携して、身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進め、つながりを広めています。

こうした取組を一層進めるため、地域の特性や課題を理解し、部署ごとの事業展開ではなく、一丸となって地域とともに課題解決に取り組めるよう、すべての区役所において、概ね地区連合町内会単位で、「地区担当制」や「地域支援チーム」等による「地域と向き合う体制」を導入しています。

地域ケアプラザは、これらにチームの一員として参加することで、区役所及び区社協と連携します。

コラム 6 地区担当制と地域支援チーム

◆地区担当制

特定の地域を担当する区役所の職員が、地域と区役所を日常的につなぎ、所管業務の範囲に捉われず、地域の課題をきめ細かく把握し、それを課題の所管課につなぐ体制。

◆地域支援チーム

地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進や地域防災の支援等、地域活動を進めるための横断的なチーム。地域ケアプラザや区社協職員もチームの一員として参加。

地域と向き合う体制は、地域の実情に合わせ、区役所ごとに取組を進めてきたため、区役所によって、名称、体制及び運用が異なります。

<地域と向き合う体制の主な役割>

- ① 地域活動者と顔の見える関係を構築し、地域からの要望を関係各課につないだり、地域に関わる行政情報を発信する等、地域と区役所を日常的につなぎます。
- ② 地域との対話等を通じて、地域の状況や課題を把握します。
- ③ 地域ごとの地域支援の取組の方向性をまとめ、地域の団体が連携した取組を支援したり、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進や、地域防災力の向上等、地域の活動を支援します。

こうした役割を十分に果たすためには、地区担当制と地域支援チームの連携が欠かせません。地区担当制と地域支援チームの両者の機能を有する一体的なチームを設置している区もあれば、両者を別々に設置している区もありますが、同じ地区を担当する職員同士、定例の会議や日常的なメールのやりとり等により、それぞれが地域に出向いて得た情報や所管業務を通じて把握した情報等を十分に共有し、役割分担しながら連携して、より効果的な地域支援を進めていくことが大切です。

コラム 7 地域福祉保健計画地区別計画地区別支援チーム

地域福祉保健計画地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していけるように、区、区社協及び地域ケアプラザにより構成する地区別支援チームを設置し、支援を行います。

地区別支援チームは、地域福祉保健計画地区別計画策定・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進を進めることが主な役割です。

<地域福祉保健計画地区別支援チームの具体的な役割>

- ① 地域福祉保健計画地区別計画策定・推進組織の支援
- ② 地区の状況・課題の整理並びに住民への情報提供、課題及び取組の提案
- ③ 地区では解決できない課題を区計画につなぐこと

そのために、チームメンバーで、地区の情報を共有したり、地区の課題や地区への支援目標の検討を行います。その際には、チームメンバーそれぞれの日常業務の中で把握した地域の情報、地域展開している事業の情報、そこから分析した地域の課題を共有し、優先的に取り組まなければならない課題は何かをチーム内で検討し、それに基づき、必要なデータや情報を含め、課題や必要な取組を地域の状況に合わせて地域福祉保健計画地区別計画策定・推進組織に提案し、活動を支援していくことが大切です。

(第3期区地域福祉保健計画策定・推進指針より抜粋)

5 地域ケアプラザと関係機関との連携

子ども・青少年支援、障害児者支援及び生活困窮者支援等の各分野には、それぞれ、相談・支援の中核的な役割を担い、ネットワークを構築する関係機関（※9）があり、個を地域で支える支援を行っています。地域ケアプラザは、その強み（P3）を生かして、関係機関と連携し地域住民とともに、個を支える地域づくりを支援していくことが必要です（地域活動交流事業における中核的な役割を担う関係機関との連携については、P57 巻末資料5を参照）。

区役所の担当課は、区福祉保健課とともに各関係機関と地域ケアプラザをつなぎ、両者が連携して地域づくりを行う支援をします。また、前述のとおり、地域支援チームの活動の場を活用する等し、把握している個別課題や地域課題を地域ケアプラザと共有します。

※9 関係機関には専門職を配置している専門機関を含みます。

6

地域ケアプラザの役割を果たすための業務

地域ケアプラザでは、法律及び条例等に基づき、各種事業を実施しています。それぞれの事業は、独自性を持ちながらも重なり、連動し、深く関係し合っているため、各種事業を共通する業務ごとに整理しました。全ての職種が連携して、地域ケアプラザ全体で取り組むことが重要です。また、業務ごとに、区役所及び区社協の役割についても記載しますので、連携して取り組むことが重要です。

(1) 相談・支援

地域ケアプラザは、窓口及び電話等で寄せられる個別の相談、地域の様々な会議の場、自主事業及び施設利用団体の活動等、あらゆる機会を捉えて相談・支援につなぎます。地域活動団体等の相談に乗り、支援することも、地域ケアプラザの相談・支援です。地域住民が課題に感じていること受け止め、潜在化しているニーズを捉えることが必要です。

高齢者、子ども、障害児・者及び生活困窮者等分野を問わず、まずは、身近な相談者として受け止めることが重要です。高齢者に関わる相談は、地域包括支援センター業務を通じて具体的な支援につなげていきます。

受け止めた相談については、区役所や専門機関等へつなぐとともに、地域ケアプラザの強みを生かして、地域の活動団体、地域ケアプラザの自主事業等につなぐ等、地域住民とともに解決方法を考えます。そのためには、生活課題の理解や様々な制度やサービスの把握に加え、日頃から関係機関や地域住民と連携し、必要なときに相談し合える関係を築いていることが大変重要です。場合によっては、すぐに具体的な支援につなげるのが難しい案件もありますが、身近な相談者として受け止め、関係機関や地域住民とともに見守ることも必要です。

区役所の役割

- ・高齢・障害支援課高齢者支援担当は、地域包括支援センターの相談について支援します。高齢・障害支援課障害者支援担当及び子ども家庭支援課等は、地域ケアプラザが受け止めた相談について、必要に応じて関係機関との調整や支援を行います。
- ・福祉分野間の調整が必要な内容や福祉分野にとどまらない内容については、必要に応じて区役所内における調整を行い、地域ケアプラザとともに対応を考えます。
- ・所管する制度や事業に関して必要な知識及び考え方を、事業マニュアルや研修の実施等により、地域ケアプラザに提供します。

区社協の役割

- ・地域ケアプラザに寄せられた相談は、区社協のネットワーク（地区社協、当事者及びボランティア等）を生かして、地域住民とともに解決に取り組みます。必要に応じて区社協の事業（生活福祉資金、あんしんセンター、ボランティアセンター及び移動情報センター等）につなげます。
- ・区社協に寄せられた相談について、必要に応じて地域ケアプラザにつなぎ、協働して解決します。
- ・地域ケアプラザとともに個々の課題解決を積み重ねながら、身近な地域のつながり・支え合いのある地域づくりや関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

(2) 本人・家族等への支援

地域ケアプラザは、「専門的な支援（事業所や専門機関が提供するサービス等）」と「地域住民による支援（地域住民による自主的な取組や支え合い活動）」を両輪で進められるよう、総合的にその人を支える支援を行います。必要なサービスの提供だけでなく、一人ひとりの強みや希望を理解し、その人らしさを発揮できるような場や活動につなぐことや、作り出していくことも大切な視点です。また、本人を支える家族等の支援も大切です。中には複合的な課題を抱える世帯もあり、区役所や専門機関との連携がより必要になります。

区役所の役割

・地域ケアプラザが「専門的な支援」と「地域住民による支援」をつなぐことができるように支援します。複合的な課題を抱える家庭については、課（担当）を超えて連携し、地域ケアプラザと連携します。

区社協の役割

- ・個別支援業務（あんしんセンター及び生活福祉資金等）で関わっている利用者については、地域ケアプラザとともに専門性を生かして支援にあたります。
- ・地区担当は、地域とのつながりが必要な人に対して、地域ケアプラザとともに本人や世帯、地域住民に働きかけます。
- ・個別支援業務担当と地区担当が連携して個別支援と地域支援に一体的に取り組みます。

(3) 地域アセスメント

地域ケアプラザは、地域アセスメントを行ない、各業務に活用するとともに、業務を通じて地域の情報とニーズを把握し、課題の把握・明確化を行います。共通する個別ニーズから地域ニーズが見えてくることもあれば、レアケースといえる個別事例から、共助または公助の課題を見いだせることもあります。現在ある社会資源では対応しきれない課題を検討する際は、制度の問題を明らかにすることや地域で支える仕組みづくりにつなげていきます。

ア 地域の情報（基礎情報・社会資源）の把握

地域ケアプラザは、地域における福祉・保健活動団体、社会福祉施設及び人材等の社会資源を把握します。現在の情報に加え、地域の歴史や取組、組織の変遷等についても把握が必要です。公表されているデータや、自ら収集したデータを積極的に整理し、活用します。

イ ニーズの把握

地域ケアプラザは、相談・支援のみでなく、地域ケアプラザで行う全ての取組において積極的にニーズを把握します。潜在的なニーズを顕在化することが重要です。

ウ 地域の情報やニーズの分析

地域ケアプラザは、相談者の特性、相談に至る経路及び地域の情報（基礎情報・社会資源）等を可視化し、地域特性や地域課題、地域のネットワーク及び見守り・支え合いの状況等を分析します。ニーズに対して社会資源が充足しているか確認することが必要です。

区役所の役割

- ・地域支援チーム等を活用して、把握している地域の情報やニーズを地域ケアプラザと共有します（P 18 コラム 7 地域福祉保健計画地区別計画地区別支援チームを参照）。高齢者に関わる内容については、地域包括支援センターの各業務を通し、地域ケアプラザとともに取り組みます。

区社協の役割

- ・地区ごとのアセスメントシート及び地域支援記録並びに分科会及び連絡会等の団体とのネットワークを通して得られた情報、個別支援業務から得られた地域の特徴を地域ケアプラザと共有します。
- ・地域ケアプラザとともに、個別ニーズや地域特性をもとに地域の生活課題を分析します。

(4) 住民主体の地域づくりの推進体制の構築

地域ケアプラザは、専門職として、地域支援方針及び地域支援計画を決定します。一方で、地域住民は、専門職では把握できない情報をたくさん持っています。両方で情報を共有し、目指す地域像をすり合わせ、一致させることで、住民主体の地域づくりの推進体制を構築していきます。

この作業を丁寧に行うことが大変重要です。地域の身近な福祉・保健の拠点であるとともに、専門機関であるからこそ担える、地域ケアプラザの重要な業務と言えます。

ア 専門職としての地域支援方針・地域支援計画の決定

地域ケアプラザは、地域の情報やニーズを、地域ケアプラザ内や関係する専門職と共有します。何に優先して取り組むべきかを仮説を立て、いつまでに、誰に働きかけるかといった地域支援方針及び地域支援計画を決め、役割分担をします。日常的に地域支援の進捗を確認し、状況に応じて地域支援方針及び地域支援計画を柔軟に修正します。

イ 地域住民が把握している情報や課題等の把握・共有

専門職と地域住民のどちらかだけでは把握できない情報が数多くあるため、地域ケアプラザは、地域住民と情報や課題を共有し、それぞれの取組の見直しや発展に生かします。

ウ 地域住民と専門職の目指す地域像が一致する

地域ケアプラザは、地域住民の誇りや不安に感じていることを丁寧に感じ取り、地域住民のペースを大切にしながらも、専門職として伝えるべき課題があるときは真摯に話し合えるような関係を築きます。その上で、地域住民と専門職がさらにアセスメントを深め、話し合い、目指す地域像を一致させます。

区役所の役割

- ・地域ケアプラザとともに、地域支援チーム、生活支援体制整備事業の協議体及び地域ケア会議等を通して、住民主体の地域づくりの推進体制を構築します。

区社協の役割

- ・地区ごとの地域支援方針及び地域支援計画を地域ケアプラザと共有します。
- ・区社協の各種分科会や連絡会等を、地域の情報を共有・検討する場として活用します。
- ・区全体を見る視点を生かし、各地域の特徴を把握し、その地域にあった働きかけの方向性を考えます。

(5) 社会資源の開拓・開発・支援

地域ケアプラザは、既存のサービス、活動及び団体等を支援します。その中で、必要なサービスや活動について地域住民自身が自ら考え取り組んでいけるように支援するとともに、様々な方法で地域の担い手を発掘していきます。地域ケアプラザも地域の一員として継続的に関わることが、地域住民の安心につながり、活動の継続につながります。

ア 団体活動支援

地域ケアプラザは、自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会、地区社協及びボランティア団体等と日頃から話し合えるような関係を築き、活動の内容や強み、抱えている課題を把握し、支援のタイミングを見極め、必要な支援を行います。支援の方法としては、場所・備品・資金の情報提供、広報の支援、担い手の発掘・育成、団体同士のネットワーク構築支援及び専門的なサポート等があります。地域ケアプラザが、地域のネットワークを構築することで、共通課題の検討や問題意識の共有等、単独ではできない活動へと結び付けることも必要です。

イ サービス・活動開発

地域ケアプラザは、地域の魅力や既にある活動に目を向け、それらをつなげたり、活動の幅を広げたりするように支援します。福祉・保健分野以外の活動団体に福祉・保健への関心を向けるような働きかけも必要です。それだけでは課題解決が難しい場合には、新たな活動を創出します。

社会資源は、地域住民によるボランティア活動から NPO 法人等による有償サービス、企業活動まで様々あり、福祉・保健の分野に捉われず柔軟な発想で考えていきます。

ウ 担い手の発掘・育成

多くの地域や団体が担い手を求めています。地域ケアプラザは、ボランティア講座等に加え、地域に愛着を持つようなイベント、地域参加に躊躇している方の後押しをするような研修等、様々な方法で活動の担い手の発掘・育成に取り組みます。また、既に活動している方と一緒に地域のニーズを把握し、新しい担い手に関心を持ってもらえるよう工夫します。

区役所の役割

- ・事務局機能を担っている区連合自治会町内会連絡会及び区民生委員児童委員協議会等への支援について区役所内で共有した上で、地域ケアプラザと共有し、区域と地域ケアプラザの担当圏域の取組が連携できるように支援します。また、地域支援チームとして、団体の活動を支援します。
- ・関係機関等と地域活動交流コーディネーターが協力して行う取組について、区役所が把握しているニーズを満たしているかまたはどのようにすれば満たすことができるか、アドバイスします。高齢者に関わる内容については、地域包括支援センターの各業務や生活支援体制整備事業等を通して、具体的に支援します。

区社協の役割

- ・部会や分科会、連絡会等を活用し、区域での対応が必要な課題の解決やネットワークづくりを行います。
- ・区域の企業、NPO 法人及びテーマ系の団体等、広域で活動する団体への働きかけ及び関係づくりを行います。
- ・研修や助成金等で団体の運営を支援します。助成金等の財源を確保するため、共同募金や会費等への賛同者を募るとともに、ファンドレイジング等の民間財源の活用に向けた新たな仕組みも検討します。

(6) ネットワークの構築・支援

ネットワークとは、関係者同士（個人、組織及び団体）が、情報や課題を共有し、各々の使命や活動の目的を理解し合い、共通の目標に取り組むための手段（ツール）です。ネットワークに、関係機関、地域住民、NPO 法人及び企業等といった多様な主体が参加することによって、より一層、各々の強みが発揮されます。ネットワークが機能することで、地域での見守り・支え合いが強化され、早期発見・早期対応につながる等、課題解決の糸口につながります。

地域ケアプラザは、住民主体による支え合いのある地域づくりに向けて、既存のネットワークへの参加に加え、事務局として地域に必要なネットワークの構築や運営を担います。特に、高齢者支援については、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、インフォーマルサービス及び地域人材等の様々な社会資源が有機的に連携するための地域包括支援ネットワークを構築します。

区役所の役割

- ・地域ケアプラザの担当圏域の課題・取組と区域の課題・取組との関連づけ、連動の必要性について、区役所全体として、地域ケアプラザとともに検討し、それぞれの圏域におけるネットワークが生かせる仕掛けを作ります。その際には、地域ケア会議、自立支援協議会及び子育てネットワーク等の既存の会議体・ネットワーク等の活用並びに地域福祉保健計画地区別計画の推進組織との連動性を意識し、ネットワーク同士が重層的で有機的につながっていくことを目指します。

区社協の役割

- ・ボランティアや当事者、施設等のテーマごとのネットワークを生かして地域ケアプラザの取組を支援します。
- ・身近な地域でのネットワークの構築や運営について、地域ケアプラザとともに関わります。

(7) 啓発

地域ケアプラザは、福祉・保健に関する情報を、支援を必要とする人だけでなく、幅広く地域へ発信します。また、福祉学習を行うことで、福祉・保健に関心がない人や主体的でない人が自分ごととして行動できるように働きかけます。

ア 情報発信

把握した地域の状況、事業の周知及び様々な福祉・保健活動の情報を積極的に発信します。

地域ケアプラザの広報紙、ホームページ及びソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用するほか、区役所の広報紙や民間の情報紙等も利用し、必要な情報を必要な人に届ける手法を常に意識します。地域の会議等にも積極的に出席し、情報発信します。

イ 福祉学習

地域ケアプラザは、学校からのボランティア体験や施設見学の依頼等には、地域ケアプラザ内で連携し、地域啓発の視点を持って積極的に受け入れます。地域ケアプラザから学校に出向き、福祉教育の一環として、地域福祉の学習支援を行うことで、地域の重要な社会資源の一つである学校との関係づくりを進めます。

また、地域住民、企業及び学校等、様々な社会資源に対して、福祉・保健活動への参加を働きかけます。関心がない人や主体的でない人が自分事として行動できるよう、働きかけを工夫し、実習生も積極的に受け入れます。

区役所の役割

- ・地域支援チーム等を活用して、地域への働きかけを行うとともに、関係機関等と地域活動交流コーディネーターが協力して取り組むことができるよう支援します。高齢者に関わる内容については、地域包括支援センターの業務を通し、地域ケアプラザとともに、健康づくり・介護予防等の啓発を実施します。

区社協の役割

- ・学校、企業等との関係を作り、福祉学習についての理解を進めます。福祉学習の要望があった場合は、地域ケアプラザや地域団体とのコーディネートを行います。
- ・関係機関とともに、協力者の養成、プログラム開発等のつながり及び広がりを持った福祉教育推進の環境づくりに努めます。

(8) 地域ケアプラザの場を生かした支援

特養包括を除く

(1)～(7)に取り組むため、また、地域ケアプラザに集う人との関係構築のために、地域ケアプラザの「場」を生かして支援します。

ア 自主事業

自主事業は、地域の課題解決や活性化につなげることを目指して企画します。目的を明確にし、実施後は振り返りを行い、次につなげていきます。参加者に対しては、必要に応じて、自主活動グループの立ち上げを支援し、継続的に関わります。また、住民主体の活動につなぎやすくするために、地域ケアプラザだけでなく、自治会町内会館、地区センター、コミュニティハウス及び空き家の活用等、より地域住民に身近な場所で自主事業を行います。参加者の幅の広がり及び相談につながる効果も期待できます。

区役所の役割

- ・企画相談や関係機関との連携のための支援、専門職等職員の派遣や広報誌等への掲載を行います。

区社協の役割

- ・区社協の事業の手法や講師、市域での先進事例等の情報提供や調整を行います。必要に応じて協働で実施します。
- ・複数の地域ケアプラザとの協働事業等、区域での事業実施との連動を図ります。
- ・自主化した団体に対して、必要に応じて「ふれあい助成金」等により継続的な活動を支援します。

イ 福祉・保健活動団体等が活動する場の提供

地域ケアプラザは、福祉・保健活動団体に対して、活動の場を提供します。登録団体向け説明会や空き情報の掲示等、利用者が利用しやすい環境づくりを行います。福祉・保健活動以外の団体に対しては、ボランティア活動や地域貢献活動等につながるよう積極的に働きかけます。

また、地域ケアプラザ以外で福祉・保健活動に利用できる場の情報を地域に情報提供します。

区役所の役割

- ・区福祉保健課は、地域ケアプラザが登録団体の区分決定の判断に迷うときに相談に乗る等、地域ケアプラザにおける施設の貸出業務がスムーズに行えるよう支援します。
- ・区役所及び関係局が地域ケアプラザを利用する際には、区福祉保健課が最初の窓口となり、利用目的の確認を行う等の調整を行います。

区社協の役割

- ・地域住民等から活動場所の相談があった場合には、必要に応じて地域ケアプラザを案内します。
- ・地域ケアプラザに、区域の活動場所や専門的な施設（視覚障害者支援のための録音室、編集室等）を探している相談があった場合は、区福祉保健活動拠点につなげてもらいます。

ウ ボランティアコーディネート

地域ケアプラザは、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアをお願いしたい人の相談を受け付け、コーディネートを行います。調整にあたっては、地域ケアプラザ内、区社協ボランティアセンター及び区版市民活動支援センター等の関係機関とも連携します。ボランティアを始めやすくする講座等を実施するほか、継続した活動を支援するための相談に応じたり、スキルアップ講座を開催したりする等の支援を行い、ボランティア活動推進のための地域の身近な相談窓口としての役割を果たします。

区役所の役割

- ・地域ケアプラザと区版市民活動支援センター及びその他の区民利用施設との連携を支援することで、区全体として、担い手の発掘を進めます。

区社協の役割

- ・ボランティアセンターは、区社協が従来から持っている機能の一つであり、現在では区福祉保健活動拠点の業務の一環に位置付けられています。ボランティアの登録やコーディネート、研修の実施、ネットワークづくり及び情報発信等を行っています。
- ・ボランティアセンターは、地域ケアプラザや地域から寄せられるニーズを受け止め、新たなニーズに対するボランティア活動を創出する等、必要な事業の実施につなげます。
- ・区社協が持っているノウハウや市域・区域から集まる幅広い情報と、地域ケアプラザの持つ地区単位の情報とを合わせてボランティアのコーディネート及びボランティア育成に取り組みます。

7

地域ケアプラザで実施する事業

「6 地域ケアプラザの役割を果たすための業務」では、次に記載する事業が重なり、連動している部分について、各種事業を共通する業務ごとに整理し、考え方を示しました。ここでは、地域ケアプラザで実施する事業と横浜市役所及び区役所の所管課を示すとともに、区役所及び区社協の役割（※10）も併せて示します。

※10 (1)(2)における区役所の役割については「6 地域ケアプラザの役割を果たすための業務」を参照

(1) 相談・助言・調整事業

所	市	主：地域支援課 連携：福祉保健課、健康福祉局各課、子ども青少年局各課
管	区	主：福祉保健課事業企画担当 連携：福祉保健センター各課

地域ケアプラザは、民生委員・児童委員、保健活動推進員、医療機関、関係機関、地域ケアプラザ協力医等（※11・12）及び区福祉保健センター等との連携による相談、助言及び調整を行います。また、日頃から、福祉・保健等に関する情報を収集し、地域住民に分かりやすい形でまとめ、提供します。

地域ケアプラザには、総合相談支援業務を行う地域包括支援センターが設置されていますが、子ども・青少年、障害児者、健康づくり、生活保護及び生活困窮者等の分野の相談や支援を、高齢者支援分野と同等のレベルで実施することを求めているものではありません。しかし、高齢者支援分野以外のことであっても、相談や情報を受け止め、集積することが重要です。なぜなら、これらの情報は、その後の支援に有効に生かされる可能性があるからです。

解決困難な生活課題を抱えていても自分から困ったとは言えない・言わない地域住民は、制度やサービスに結び付かないまま、地域で生活をしています。その生活状況は、近隣や自治会町内会の同じ班に住んでいる地域住民が、困ったこととして気付き、断片的でも、民生委員・児童委員、自治会町内会の役員等に連絡をしている場合があります。また、このような早い段階からの情報が、「地域の身近な相談窓口」である地域ケアプラザに伝えられることもあります。日常的なエピソード等も寄せられることがあり、それらは、他の機関では知り得ないことかもしれません。地域住民からの情報は、それぞれの立場による苦情のようなものとなることもありますが、それらも含めて、情報を事実として書きとめ、集積することが最も大切です。

このような事例が区域に取り上げられるまでの民生委員・児童委員及び近隣住民等の苦勞に思いを巡らせること並びに制度やサービスにつながったとしても起こりうる日常的な困りごとを受け止め寄り添うことは、地域ケアプラザ職員としての大切な姿勢です。

※11 地域ケアプラザ協力医等は、地域ケアプラザ及び特養包括に協力医（全施設1名ずつ）及び代理協力医（最大3人まで）が配置されています。

※12 地域ケアプラザ協力医等は、地域ケアプラザ事業の企画、地域包括支援センターの抱えるケースに関する相談及び地域包括ケアの推進等、地域の方からの相談対応、地域の方を対象にした講演会、広報紙等への医学情報の提供等を実施します。

(2) 地域活動交流事業		特養包括を除く
所 管	市	主：地域支援課、連携：福祉保健課、健康福祉局各課、こども青少年局各課
	区	主：福祉保健課事業企画担当、連携：福祉保健センター各課
関係する主な手引き等：コーディネーターハンドブック・横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル		
<p>地域活動交流事業は、地域ケアプラザを設置した平成3年当初から、地域ケアプラザで実施している横浜市独自の事業です。住民主体の地域づくりの支援そのものであり、地域ケアプラザの事業全体を支える基礎となる重要な事業です。地域ケアプラザ内の連携はもちろん、地域福祉保健計画地区別支援チームの一員として、子ども・青少年支援、障害児支援及び生活困窮者支援等の分野の中核的な役割を担う関係機関とともに、住民主体の地域づくりを支援します。</p>		
<p>ア 地域住民の福祉・保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供</p> <p>地域ケアプラザは、地域の福祉・保健のネットワークを構築します。地域に根差して活動してきた強みを生かし、地域住民に最大限寄り添いつつ、区役所、区社協及び関係機関等と協力して、地域の課題を解決します。その際には、地域の魅力を伸ばす視点も大変重要です。また、地域住民の福祉・保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供を実施します。地域住民が福祉・保健活動に参加することが社会参加につながり、一人ひとりの健康づくりにつながっていきます。</p> <p>一方で、福祉・保健活動は短期間で地域に根付かせることができるものではありません。地域愛の醸成や、地域福祉・保健推進の土壌づくりも織り交ぜながら、粘り強く行うことが必要です。併せて、福祉・保健の取組の裾野を広げることも必要であるため、区版市民活動支援センター、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター及び国際交流ラウンジ等、地域住民の活動を支援する公的機関との連携が必要不可欠です。担当圏域の小学校及び中学校等と地域ケアプラザとの調整の窓口となり、企業や地域の商店街、駅、NPO 法人及び社会福祉施設等の地域のあらゆる社会資源と連携し、地域住民の福祉・保健活動とその交流を支援します。</p>		
<p>イ 福祉・保健等に関する講習会、講座等の開催</p> <p>地域ケアプラザは、ボランティア講座、健康づくり・介護予防講座及び育児講座等の各種講座並びに子育てサロン等の居場所事業を開催することで、地域住民の福祉・保健活動を支援するとともに、福祉・保健等に関する相談及び情報提供の場として活用します。</p>		

(3) 地域包括支援センター事業

関係する主な手引き等：地域包括支援センター運営マニュアル

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように支援を行うとともに、コーディネート機能を発揮し、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターに加えて、区役所や区社協との連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築に向けて計画的に取り組めます。

民生委員・児童委員及び地区社協等と、地域のインフォーマルサービスの情報を共有し、様々な社会資源が有機的に連携し合うような「地域包括支援ネットワーク」の構築や継続性の維持に取り組めます。また、必要な社会資源がなければ、既存の社会資源の強化や地域のニーズに応じて、新しい社会資源の開発に取り組めます。

地域包括支援センターの事業内容 ※13

地域 支 援 事 業	包括的支援事業 (ア) 地域包括支援センターの運営 必須 ○総合相談支援業務 (法第115条の45第2項第1号) ○権利擁護業務 (法第115条の45第2項第2号) ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第115条の45第2項第3号) ※地域ケア会議の実施 (法第115条の48) ○介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号ニ(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)) (イ) 在宅医療・介護連携推進事業 (法第115条の45第2項第4号) (ウ) 生活支援体制整備事業 (法第115条の45第2項第5号) (エ) 認知症総合支援事業 (法第115条の45第2項第6号)
	介護予防・日常生活支援総合事業 (ア) 介護予防・生活支援サービス事業 (法第115条の45第1項第1号) ○介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号ニ) 必須 (イ) 一般介護予防事業 (介護保険法115条の45第1項第2号)
	任意事業(介護保険法第115条の45第3項)
	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第115条の46第7項) 必須
	指定介護予防支援事業(法第115条の22): 介護予防給付(要支援1～2) 必須

※「必須」マークが付いている項目は包括センターが必ず実施するものであり、付いていない項目は他の法人等が受託する場合もあるが、包括センターとして必ず関わるものである。

【国】地域包括支援センター運営マニュアル(2015年6月) P51

※13 このほかに、介護保険法第27条第1項に基づき、介護保険認定申請の代行申請を行うこともできます。

ア 総合相談支援業務

所	市	高齢在宅支援課、地域包括ケア推進課
管	区	高齢・障害支援課高齢・障害係、高齢者支援・介護保険担当

総合相談支援業務では、地域の身近な相談窓口としての地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を周知し、また、地域と連携して支援が必要な人を把握します。地域の様々な会議や、地域ケアプラザを利用する地域の方やその家族等を通じて、相談につながる必要がある人を早期に発見するとともに、相談・支援につながります。また、複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し取り組みます。地域の保健・医療・福祉等に関わる機関、組織及び地域の活動団体等のネットワークを構築するとともに、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。

認知症支援事業

所管 市：高齢在宅支援課 区：高齢・障害支援課高齢者支援担当、地域包括ケア推進担当

- ・認知症については、高齢者人口の増加に伴い今後も増加が想定されており、各種業務の中で、認知症の人や家族への視点を重視し、支援に取り組む必要があります。
- ・横浜市では、医療機関へ委託し認知症初期集中支援チームを設置しています。地域包括支援センターは、個別の相談支援、早期対応として認知症初期集中支援チームと連携し、権利擁護の支援、介護者支援として介護者のつどい、医療・介護連携等を行います。
- ・また、地域包括支援センターは、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターと連携し、認知症サポーター養成講座等を通じた普及啓発、見守り体制や集いの場（認知症カフェ等）づくりの支援等を進めます。

区役所の役割

- ・区役所は、地域ケアプラザと連携し、個別支援、普及啓発や区域の SOS ネットワーク等の見守り体制づくり、認知症初期集中支援チーム等医療・介護の連携体制づくりを進めます。

区社協の役割

- ・認知症への理解を深めるために、区社協のネットワークを生かして地域（学校及び企業等）へ啓発の機会を捉えて取り組みます。
- ・地区社協をはじめとする地域住民とともに、認知症の方を日頃から地域の中で見守り、必要な時に支援できる仕組みづくりを地域ケアプラザ等とともに進めます。

イ 権利擁護業務

所管	市	養護者による虐待：高齢在宅支援課 養介護施設等従事者による虐待：高齢施設課、介護事業指導課 成年後見：福祉保健課、高齢施設課
	区	高齢・障害支援課高齢者支援担当

関係する主な手引き等：横浜市高齢者虐待防止事業指針

地域包括支援センターは、高齢者の権利侵害を未然に防止するとともに、高齢者が人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、自らの意思で自身の生き方を選択できるよう支援します。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活をおくることができるよう、認知症高齢者の支援、成年後見制度の活用促進（本人及び親族による申立ての支援、広報等）、消費者被害防止並びに高齢者虐待の未然防止のための普及啓発及び早期発見・対応を行います。また、養護者自身の介護負担軽減、心身の健康管理及び生活設計が行えるよう支援します。

セルフ・ネグレクトの状態にある高齢者について、高齢者虐待には含まれていませんが、支援が必要な状態に着目し、関係機関が協力して支援することが求められます。

区役所の役割

- ・権利擁護に関する相談窓口として、適切な制度案内や個別支援を行います。
- ・必要に応じて、やむを得ない措置、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（区長申立て）、高齢者虐待対応においては立入調査の実施等適切に行政権限を行使します。地域で支え合う土壌の醸成と関係機関とのネットワーク構築のため、「成年後見サポートネット」の事務局を区社協とともに実施しています。また、高齢者虐待防止や認知症高齢者対策を目的とした区連絡会を開催します。

区社協の役割

- ・区社協あんしんセンターでは、安心して日常生活が送れるよう、金銭管理や福祉サービスの利用援助を、契約のもとに行います。また、権利擁護に関する相談に対応します。
- ・あんしんセンターに寄せられた相談について、必要に応じて地域ケアプラザや区につなぐ等、連携して権利擁護事業の推進にあたります。

<市民後見について>

平成24年度から市民後見人養成・活動支援事業が始まっており、平成28年度からは全区で市民後見人が活動できるようになりました。地域ケアプラザには、日々の相談業務等を通じて後見ニーズをつかみ、区役所等関係機関と共有していくこと、被後見人である高齢者・障害者への支援を、市民後見人と連携して行うこと等が期待されています。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

所 市	高齡在宅支援課
管 区	高齡・障害支援課高齡者支援担当

関係する主な手引き等：包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実施マニュアル

包括的・継続的ケアマネジメントとは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者の状況や変化に応じて、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えることをいいます。

このため、地域包括支援センターは、医療・介護に関わる専門機関を中心とした、多職種による研修等の実施や、ケアマネジャーと地域のインフォーマルな活動団体等との連絡会を行う等、ケアマネジャーと地域をつなぐ支援を行います。

これにより、ケアマネジャーが、サービス利用開始の段階から自立支援を目指した相談対応を行い、自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう支援します。また、高齢者がどのような状態になっても地域とのつながりをもって生活できるよう、介護サービスのみではなく、インフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを実践できるよう支援します。

医療と介護の両方を必要とする高齢者に向けて、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する必要があります。地域包括支援センターは、在宅医療連携拠点と協力し、ケアマネジャーに対し、医療に関する情報の提供や、ケアマネジメントに必要な医療の知識を習得するための研修等を実施することにより、医療機関及び介護事業所等の関係者の連携を推進します。

区役所の役割

- ・ケアマネジャーからの相談対応についての情報を共有します。地域包括支援センターで実施するケースカンファレンスや同行訪問等について、地域包括支援センターからの要請や区役所専門職としての判断に基づいて支援します。
- ・地域包括支援センターと連携して、担当地域及び区域におけるケアマネジャー支援及び適切なケアマネジメント実施に係る課題を抽出します。解決に向けて、在宅医療連携拠点及び医療機関をはじめとした関係機関並びに必要なに応じて行政機関、地域包括支援センターの担当圏域を越えた区内及び近隣区との調整等を行います。
- ・地域住民及び関係機関等との連携推進支援にあたっては、必要なに応じて福祉保健センター内で情報を共有し、支援を行います。

区社協の役割

- ・地域包括支援センターと異なる視点から地域を見ることで、医療や福祉のサービスと地域活動がつながるきっかけを検討します。
- ・地域の特性や傾向を区域の視点で把握、分析するとともに、区社協のネットワークを生かして地域ケアプラザ等がより効果的なネットワークを作ることができることを支援します。

在宅医療・介護連携推進事業

所管 市：医療局がん・疾病対策課、地域包括ケア推進課、高齢在宅支援課
区：高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当、高齢者支援担当

- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者に向けて、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する必要があります。
- ・在宅医療・介護の連携推進事業は、在宅医療連携拠点事業及び在宅医療推進事業の一定の成果を踏まえ、介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市町村が主体となって、医師会と連携して取り組むこととされています。横浜市では、在宅医療連携拠点を区に1か所設置し、区医師会に委託して実施するほか、様々な事業を実施しています。
- ・地域包括支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、在宅医療連携拠点等と協力し、ケアマネジャーに対し、医療に関する情報の提供や、ケアマネジメントに必要な医療の知識を習得するための研修等を実施することにより、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

区役所の役割

- ・区医師会・在宅医療連携拠点と区における現状・課題を共有しながら施策展開していきます。
- ・在宅医療連携拠点の支援（連携会議等への出席、研修・講演会等開催支援及び地域包括支援センター・ケアマネジャー等の関係団体との連携支援等）を行います。
- ・医療と介護事業者との連携促進（在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修の開催、課題共有・検討等）を行います。
- ・区医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携（地域包括ケアに関すること）します。
- ・地域への普及啓発を行います。

エ 地域ケア会議

所 市	高齢在宅支援課、地域包括ケア推進課
管 区	高齢・障害支援課高齢者支援担当、地域包括ケア推進担当

関係する主な手引き等：地域ケア会議の手引き

地域ケア会議（行政職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療関係者及び民生委員等から構成される会議体）は、地域の実情に応じて地域包括支援ネットワークを構築するための一つの手法です。地域包括支援センターと関係者が連携するために、次の機能を地域において実現していくことが求められています。

地域ケア会議の目的	地域ケア会議の機能
(ア) 個別ケースの支援内容の検討を通じた a 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 b 地域のケアマネジャーの、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 (イ) その他地域の実情に応じて必要と認められる事項	多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことで次の機能を発揮します。 a 個別課題の解決 b 地域包括支援ネットワークの構築 c 地域課題の発見 d 地域づくり・資源開発 e 政策の形成

区役所の役割

- ・各地域ケア会議の機能が十分に発揮されるよう、地域包括支援センターを支援するとともに、地域包括支援センターレベルまでの会議の成果と課題を整理して、広域で検討すべき課題を把握し、区レベル会議を開催します。

区社協の役割

- ・地域ケア会議を開催するにあたり、地域活動の状況等を情報提供します。
- ・多職種で検討された個別ケースの課題解決へコーディネーターとともに住民主体の活動の調整を行います。
- ・より広域な支援が求められる課題に対しては、区役所及び地域ケアプラザ等と協働して支援策を検討していきます。

オ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

所 市	高齢在宅支援課
管 区	高齢・障害支援課高齢者支援担当

関係する主な手引き等：介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（※14）は、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

地域包括支援センターが、円滑かつ効果的に介護予防ケアマネジメントを実施していくためには、保健・医療・福祉の関係機関や地域のインフォーマルサービス等、多様な主体との連携が不可欠です。また、生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターとの日頃からの情報共有・協力体制が重要です。

※14 この事業における対象者は、要支援1又は2と認定された方及び事業対象者です。

区役所の役割

- ・介護予防ケアマネジメントが適切に実施されるよう、介護予防ケアプランに関する相談支援並びに地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地区社協等と連携して地域のインフォーマルサービスの育成支援を行います。
- ・介護予防の関係機関・団体の連絡会及び研修会を開催する等、関係機関・団体の有機的なネットワークを構築し、地域全体で介護予防を進める基盤をつくります。

区社協の役割

- ・対象者が地域の中で生活する上で、不足している資源等を把握し、区役所と協働しながら広域な支援団体の育成を行います。
- ・部会機能等を生かし、地域住民とともに考えて地域全体で介護予防を進める風土を醸成します。

カ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）

所	市	地域包括ケア推進課
管	区	高齢・障害支援課高齢者支援担当、地域包括ケア推進担当

関係する主な手引き等：介護予防普及強化業務の手引き

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場や人と人とのつながりの充実、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組等により、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域づくりにより、介護予防を推進することを目的としています。介護予防普及強化業務は、区役所が掲げる目標（目指すべき地域像や高齢者像）や事業方針等に基づき、担当圏域の健康課題も考慮しながら、区役所及び地域ケアプラザ内並びに地域組織・団体及び地域住民と連携・調整、協議しながら次の事業を行います。

- a 高齢者の生活機能向上や行動変容を促すような知識の普及及び地域活動等についての情報提供（介護予防普及啓発事業）。
- b 参加者や介護予防に資する地域活動グループの育成及び継続（活性化）に向けた支援（地域介護予防活動支援事業）。

区役所の役割

- ・地域ケアプラザとともに担当圏域の地域診断を行い、その結果に基づき、健康課題や目標を共有します。
- ・地域ケアプラザに対して、具体的に次のことを支援します。
 - a 地域の健康課題等を考慮した介護予防事業計画の作成
 - b 介護予防普及強化業務で実施している講座等の実施
 - c 事業を効果的に実施するための地域関係団体等との連携
 - d 実施した事業の効果を評価し、次の取組に生かす等、地域診断に基づいたPDCAサイクルの展開ができるような支援（評価の際、地域ケアプラザが直営事業で実施した事業のみならず、地域の関係団体が主体となって実施した取組についても評価します。）

区社協の役割

- ・地域ケアプラザ等と地域アセスメントを行い、地域住民が介護予防を意識した取組が実施できるように支援します。
- ・区社協のネットワークを生かして地縁組織やボランティアグループへ働きかけ、取組を展開します。

キ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

所 市	高齢在宅支援課、地域包括ケア推進課
管 区	高齢・障害支援課高齢者支援担当

地域包括ケアシステムが構築され、有効に機能するには、目的に応じた柔軟なネットワークにより、家族、近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職、機関及び団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠であり、解決すべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるように目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが、地域包括支援センターの「総合相談支援業務」として位置づけられています。

地域包括支援センターは、各職種がその専門知識や技能を生かし、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めて一体的に地域の包括的な支援ネットワークの構築・支援を行います。

特に、高齢者人口の増加により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測され、また、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050」）等、複合的な課題を抱えるケースも増えており、在宅で支援が必要な高齢者に対し、円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネート機能も発揮することが求められます。

ク 地域包括支援センターカンファレンスの開催と活用

所 市	高齢在宅支援課、地域包括ケア推進課
管 区	高齢・障害支援課高齢者支援担当

地域包括支援センターは、担当圏域ごとに、関連の職種や機関が高齢者情報の共有等を踏まえたチームアプローチを目的として、解決すべき課題等に応じて、関係者等の参加を呼びかけ、月1～2回程度、必ずカンファレンスを開催します。

多職種、多機関との会議では、個別ケースの支援にとどまらず、相互理解を深めることで連携における課題や地域課題の明確化・共有化が図られ、課題解決に向けて協働することができます。

区役所の役割

- ・地域包括支援センターが、地域特性を考慮した課題を明確に把握し、計画的に事業を展開できるよう支援します。
- ・区地域包括支援センター運営協議会や、関係者及び団体等が参加する既存の会議等を有効に活用し、区域全体の地域包括ケアシステムの実現に向けて、課題を明確にし、計画的な施策の展開と関係機関との連携体制の構築を図ります。

区社協の役割

- ・制度のみでは対応が難しいケースについても地域の力でも支えられるような方策をコーディネーターとともに検討します。
- ・カンファレンスで把握した個別ニーズを踏まえ、身近な地域のつながり・支え合い活動の充実に向けた支援や関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

ケ 介護保険認定申請の代行申請

所 市	介護保険課
管 区	高齢・障害支援課介護保険担当

本人または家族等が区役所高齢・障害支援課に「要介護認定」の申請をするにあたって、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）が代行して申請することができます。

（４）生活支援体制整備事業

所 市	地域包括ケア推進課
管 区	高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当、高齢者支援担当

関係する主な手引き等：生活支援体制整備事業の手引き

生活支援体制整備事業は、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、多様な主体が連携することで、生活支援、介護予防及び社会参加の機会が充実した地域づくりを目指します。第1層生活支援コーディネーター（区社協）及び第2層生活支援コーディネーター（地域ケアプラザ）を中心に、地域ケアプラザと区社協がこれまで実施してきた地域づくりのノウハウを生かしながら取り組みます。

区役所の役割

- ・地域ケアプラザ等の取組を把握して、事業の進捗管理を行うとともに、区社協と協力して、地域ケアプラザ等の総合的な支援を行います。
- ・地域ケアプラザ等が地域アセスメント等を踏まえて作成した目標を踏まえ、区としての目標（方針）を設定するとともに、広域で検討することが効果的なニーズについて、区社協とともに、連携・協議の場を開催します。
- ・地域ケアプラザ、区社協及び区役所が、同じ地域支援方針で地域に働きかけができるように体制を整えます。1つの地域を複数の地区担当が担当している場合や、1つの地域に複数の課が別々の事業で関わっている場合等に、区内各課及び関係機関が組織や職種を超えて連携できるよう適宜、総合支援・調整を図ります。

区社協の役割

- ・地域支援に必要なツールの整備、連絡会及び研修による学習・相互研鑽の機会づくりを通して事業推進の基盤整備を行います。
- ・地域ケアプラザ等とともに地域住民の生活課題を把握・共有し、同じ地区支援の方針や具体的な地域への関わり・働きかけ等連携・協働し、第2層生活支援コーディネーターを支援します。
- ・区域の資源開発やネットワーク構築、生活支援体制づくりについて地域支援のノウハウを生かして取組を展開します。

8

地域ケアプラザの**評価**の考え方

指定管理業務等の実施にあたっては、年度当初に計画した目標に対する達成状況を確認するとともに、運営上の課題等を区役所・地域ケアプラザ双方で共有し施設の管理運営状況の向上を図ることが求められています。

また、事業の質を高めるためには、毎年の計画と事業評価が不可欠です。事業を継続的に改善していくためには、PDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルで計画から評価を繰り返します。このサイクルを繰り返すことにより、事業は毎年改善を繰り返し、らせん状に事業の質が高まることとなります。

(1) 事業計画書・事業報告書

地域ケアプラザは、担当圏域の地域特性や地域課題、前年度の振り返り等を踏まえて、事業計画書を作成します。作成にあたっては、長期目標の達成を目指した、計画的な年度計画となるよう、区役所と地域ケアプラザの間で地域課題や地域の目指すべき姿を検討・共有します。

年度末には、計画に対する達成度の自己評価や区と共有した事業実績評価の結果等を参考にして、事業報告書を作成します。

なお、区役所は、地域ケアプラザから提出された事業計画書・事業報告書を、区ウェブサイトで公表します。

(2) 事業実績評価

地域ケアプラザは、計画に対する達成状況のほか、利用者アンケートを実施して利用者満足度を把握し、運営上の課題やその改善策について検討した上で、自己評価を行います。利用者アンケートの振り返り結果及び自己評価の結果を区役所へ提出し、共有します。

区役所は地域ケアプラザから提出された自己評価を踏まえ達成状況を評価します。評価にあたっては、必要に応じて地域ケアプラザへのヒアリング等を実施し、計画進行に支障となっている課題等について共有し、次年度の事業計画策定に向けた助言等を行います。なお、事業実績評価の結果は、区ウェブサイトで公表します。

(3) 月間事業報告書

区役所及び地域ケアプラザは、実施状況を共有するため、地域ケアプラザが、月間事業報告書を作成し、四半期ごとに、区役所へ報告します。その際に、区福祉保健課は、地域ケアプラザの月間事業報告書等の資料を関係課に提供し、福祉保健センター全体での共有を図ります。

9

地域ケアプラザ職員の人材育成

地域ケアプラザ職員の人材育成は、運営法人及び地域ケアプラザ全体を統括する所長の責務です。所長は、年間の人材育成・研修計画を作成するとともに、職場内でのOJTの推進・充実を図り、職員を育成します。職種別連絡会の取組や日常業務のあらゆる機会を積極的に活用し、人材育成を進めていくことが重要です。人材育成にあたっては、地域ケアプラザ間の相互協力に努めることも必要となります。

関係局、各区役所、市社協及び区社協は、業務に必要な研修を実施するとともに、職種別連絡会や地域ケアプラザ分科会の開催等により横浜市全体で人材育成を行うことができるよう支援します。

(1) 地域ケアプラザ内における日常業務を通じた人材育成

職員の人材育成は所長の責務ですが、所長が全ての職種を経験しているとは限りません。職場全体で、地域ケアプラザ職員としての価値観及び判断力を育てていくことが求められます。

所長は、日頃の業務の悩みや関係機関との連携等について、些細なことでも職場内で相談し合えるような職場づくりを行います。経験の浅い職員は、業務の悩み等を自ら発信するとともに、自ら学ぶ姿勢を持ち、先輩職員とのコミュニケーションの中では積極的にその話に耳を傾け、業務の意味や自分が持つべき専門性を確認します。先輩職員は、自ら声をかけ、後輩職員の話に耳を傾けます。業務の悩みを共有し、ともに考えることが、人材育成につながります。5 職種連携会議等（毎日のミーティングの活用及び週に1回定例会議を設ける等工夫します。）、個別の事例検討や担当圏域への支援方針を話し合う場合も、人材育成の機会として活用します。

5 職種連携会議の具体例

【① 窓口に来所された方の支援を通じて、どのようなことが出来るか 5 職種で話し合う】

 所長


窓口で受けた相談に対して 5 職種でアイデアを出し合えたらと思って、この場に集まってもらったよ。みんなで考えてみよう。

 社会福祉士


今日、A さんという男性から介護保険の申請をしたいと相談があったんだ。80 歳で奥様が亡くなり一人暮らし。以前は、自分で坂道を下ったスーパーへ買い物に行っていたけど、今は、膝が悪く買い物に行くのが辛いので、誰かにお願いできないか、という相談だった。

話を聞いてみると、奥様を亡くしてから近所との交流はほとんどないみたい。囲碁が好きで、自宅でパソコンの囲碁ゲームを一人で楽しんでいるんだって。知り合いにデイサービスを勧められたこともあるけど、そういうのは行きたくないそうだ。


買い物をヘルパーさんをお願いする方法もあるけど、まだ介護保険の制度をすぐに使わなくても何とかやれる部分もあるのではないかと感じているんだ。何かよい方法はないかな？

 主任ケアマネジャー


- ・パソコンが得意なら、ネットスーパーの宅配サービスを案内してみても良いかもね。入会金、年会費無料で、自宅に届けてくれるから便利だよ。
- ・自立を見据えて介護保険で杖のレンタルを活用して歩行訓練することでゆくゆくは自分で買い物にも行けるといいよね。保健師から見るとどうかな？

 保健師・看護師


- ・膝が痛いということだけだと病院の受診はしているのかな？膝以外の健康状態も含めて、他に困りごとがないか社福士と一緒に確認したいな。
- ・膝痛を改善して自立した生活が送れるよう杖のレンタルと併せて、筋力アップの体操教室も案内できるかも…。

 社会福祉士

- ・なぜ介護保険を申請しようと思ったのかな？買い物以外にも本当は困っていることがあったりするのかも…。デイサービスが嫌な理由も気になるし…。
- ・亡くなった奥さん以外の家族とは普段から繋がりはあるのかな？A さんの本当の気持ちを確かめたいな…。

 地域活動交流 Co

- ・囲碁が好きなら自治会館の囲碁教室に参加してみたらどうか？A さんの家からも遠くないし一緒に囲碁ができれば友達もできるし、得意なことを生かして社会参加できるかな？
- ・ほかにも A さんみたいな方が参加できるように自治会長とも話してみようかな…。

 生活支援 Co

- ・A さんみたいな人ってほかにもこの地域にいるんじゃないかな。地区社協や民児協の会合で同じようなニーズがないかどうか聞いてみようかな。
- ・ケアマネジャーや予防プランナーにもニーズを確認して必要な資源を主マネと考えるのもありかな…。

 所長

A さんについて色々な角度から提案ができたのは良かったね。A さんみたいな人は他にもいるはずだよ。次回主マネが行う予定のケアマネジャー連絡会で、生活支援 Coと一緒に、A さんみたいなニーズがあるのか、確認してくれるかな？地域の他の方の状況も分かれば、その結果を持ち寄って、今日みたいに 5 職種で話せると、新たな気づきがあるかもしれないね。

【② 地域の活動を通して感じる個別課題について、どのようなことが出来るか 5 職種で話し合う】

町内会長から、地域で「この辺は坂が多くて買い物がつらい人が多い」という相談を受けたよ。どうやら高齢者が多いみたい。

生活支援 Co

数年前、同じような話があったので、町内会長に相談して、全世帯アンケートを取ったことがあるよ。その時は、「車を使うから今は困っていない」という回答が多くて、今ひとつ注目されなかったんだ。
現に困っている人もいるし数年後は運転もできなくなる人も増えるはずなのに、具体的な動きにはできなかったんだ・・・。
今回は、障害者作業所に相談したら、月 1 回野菜の出張販売ならできるって。しかも、町内会の会合で呼びかけたら、ある人が自分の家の庭先を開放してくれることになって、場所も確保できたよ！

地域活動交流 Co

(数か月後)
出張販売は、大盛況！
でも、お客さんの中には、「私の家のお隣さんは、この出張販売にも来られないから・・・」と言って、近所の人分の野菜を買って帰る人もいるんだ。「野菜以外もほしい」という声もあるみたい。「ここに来ると、会話しながら買い物ができるから楽しい」というお客さんもいて、単に買い物だけが目的でない人もあるみたい。やってみたらいろんなことが分かってきたけど、この先どうしたらいいのだろう？

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師・看護師

地域活動交流 Co

生活支援 Co

・ケアプラザで把握しているニーズを再確認するために、相談の傾向を調べてみるね。
・結果を踏まえて、ケアプラザまで来られない人のために、出張相談を考えてみるよ。出張相談をすることで、今まで気付かなかったニーズが分かるかもしれないな。
・ニーズがあったら地域の人と考える場が出来たらいいな。

・ケアマネさん達にも販売日に見に来てもらって、関わっているケースの方に具体的に紹介してもらおうかな。
・ケアマネさんにも聞くよりニーズに合った活動に向けて良いアイデアがもらえそう！
・活動している人とケアマネさんで一緒に考えられないかな？

・坂の多さを生かして何かしてみようかな。子どもから大人まで、坂の多い街でも元気に過ごすための体力づくりと身体づくりができればいいな。
・せっかくだから、地元の高校生が協力してくれるといいんだけど・・・地域交流の事業とかでつながりないかな？

・高校生とつながりがあるから声かけてみるよ。
・子育て中のお母さんが、お年寄りから料理を教わったり、出張販売の場が多世代交流の場になるといいな。椅子とテーブルを置いて、一休みできるようにしてもいいかも。
・他の会議でも同じような話を聞いたよ。人とのふれあいを求めているのは世代に関わらず共通だよな。

・出張販売に来られない人がいて、近所の人が届けているってことは、野菜を自宅まで届けたり、自宅から販売場所まで付き添ったりするボランティアさんがいるといいのかもね。一人暮らしの方用に野菜を小分けにするボランティアさんもいて助かっているという話も聞いたな。他にはどんなニーズがあるのか、地域の会合で聞いてみようかな。

所長

・今月町内会の定例会に出るから、町内会長さんがどう感じているのか聞いてみる。もう一度過去のアンケート結果のことを見直してもいいかもしれない。
・社福士さんと生活支援 Co さんと、ニーズをまとめてもらってもいいかな？
・このあたりはどことも坂が多いから、今度の運協で話題にして、他の地区の様子も聞いたり、このエリア全体について話し合ってもいいかもしれない。

(2) 運営法人を超えた学び合い

地域ケアプラザ職員の多くが、一つの地域ケアプラザに同職種の経験者がいないという現状があります。専門性の向上のために、他の地域ケアプラザの同職種との学び合いが重要になります。また、職種別連絡会での学びを、各職種が持ち帰り、地域ケアプラザ内で共有していくことで、職種を超えて学び合うこともできます。さらに、区所長会を人材育成に関する情報交換の場として活用します。（P16 職種別連絡会（区域）・地域ケアプラザ分科会（市域）参照）

ア 区地域活動交流コーディネーター連絡会・区生活支援コーディネーター連絡会

資格要件のないコーディネーターにとって、職種別連絡会は大変重要です。全てのコーディネーターが主体的に関わり、組織的な支援を行うために、必要に応じて、所長が関わります。参加する全員が協力して、コーディネーターの質の向上に努めます。

<取組例>	
<ul style="list-style-type: none">・研修受講後の伝達研修・新任コーディネーターの研修受講後の振り返り・少人数が適した研修や区域・より小さい圏域の課題解決のための研修・ブロック別の合同研修	<ul style="list-style-type: none">・共催事業を通じた学び合い・日常業務の相談（会議内・会議外）・サブコーディネーター研修の実施・日常業務へのアドバイザー派遣

イ 区地域包括支援センター連絡会

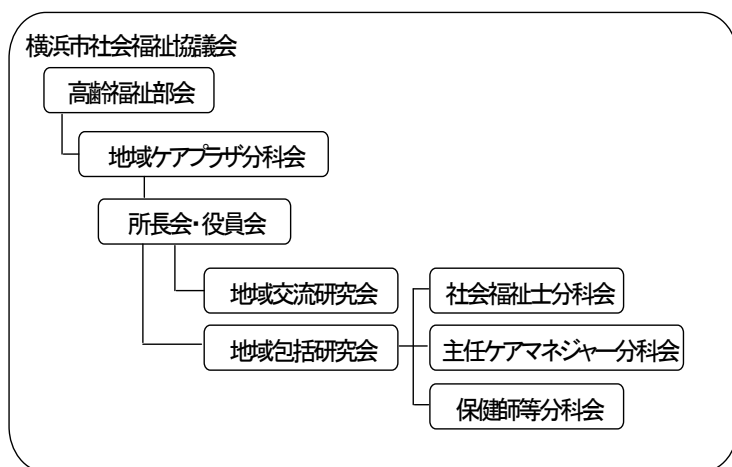
地域包括支援センター職員の業務内容は、3年ごとに行われる介護保険法の改正に伴い複雑・多様化しているという特徴があります。効果的・効率的に業務を行うためには、地域包括支援センターと区が情報交換や検討を行うことが欠かせません。また地域包括ケアを推進していくために必要な知識や技術を高めるための研修を行う等、地域包括支援センター及び区の職員がともに育ち合う場として活用します。

ウ 地域ケアプラザ分科会 地域交流研究会・地域包括支援センター研究会

横浜市社協の会員施設の組織として高齢福祉部会に属する地域ケアプラザ分科会では、職種別研究会（※15）を組織し、研究会活動を行っています。分科会及び研究会は、職員一人ひとりの資質向上の場として、また市域における情報共有の場として、地域ケアプラザが積極的に活用します。

地域交流研究会	・18区から選出された地域活動交流コーディネーターが2か月に1回定例の研究会を開催し、情報交換のほか、研修、事例検討会の企画・実施、及びマニュアルの作成等を行っています。 （オブザーバー：健康福祉局地域支援課）
地域包括研究会	・18区から選出された3職種（保健師等、社会福祉士等及び主任ケアマネジャー等）それぞれの代表者が毎月1回定例の研究会を開催しています。地域包括研究会全体会の他、職種別の分科会を中心に研究会活動を行い、情報交換のほか、多様な研修を企画・実施しています。 ・年度によっては、業務の標準化・効率化につなげるためのマニュアル作成等にも取り組んでいます。 （オブザーバー：健康福祉局高齢在宅支援課）

※15 生活支援コーディネーターの研究会（生活支援研究会）設置については、現在検討中です。



(3) 支援技術向上に向けた専門研修

ア 業務所管課研修による業務遂行力の向上

業務遂行に必要な知識・支援技術を習得するための研修で、各自あるいは所長が必要性を判断し、計画的に受講することで実務能力の向上をはかります。

イ 専門技術研修等による基礎力の強化

所長は、運営法人や横浜市が実施する研修のほかにも、各種テーマに沿った専門技術研修等に、希望する職員が主体的に参加できるようにします。

(4) コーディネーターの人材育成

地域活動交流コーディネーターは、横浜市独自の職種です。また、生活支援コーディネーターは全国一律の職種ですが、その配置方法及び業務内容については、市町村の裁量によるところが大きくなっています。そこで、健康福祉局は、コーディネーターの人材育成の指標（※16）を作成し、研修を実施しています。

※16 活用方法の詳細は、「別冊資料2 コーディネーターの業務と能力（地域活動交流・生活支援）説明資料」をご覧ください。

ア 「コーディネーターの業務と能力（地域活動交流・生活支援）」による人材育成

地域ケアプラザにおいて「コーディネーター（地域活動交流・生活支援）の業務と能力」（以下「業務と能力」といいます。）を活用し、OJTによる人材育成を行います。「業務と能力」を活用した明確な目標設定と、日々の業務実践の中で「専門性」を意識することで、着実に能力を身につけることが基本です。

イ 研修による育成（Off-JT）

健康福祉局が、専門能力育成の基盤となる研修として、市社協と協力し、基礎研修、応用研修及び実践研修を実施します。経験年数に応じて、コミュニティワークの専門職であるコーディネーターとしての視点を学ぶとともに、基礎となる知識及び支援技術を学びます。

基礎研修及び応用研修の研修内容は、「業務と能力」の内容と連動しており、研修を通して習得すべき専門能力及び視点を客観的に振り返ることができるようになっています。

実践研修の研修内容は、ベテラン層（10年以上）が、各自の実践を振り返ることで、「業務と能力」の内容を網羅したコーディネーター像を具現化できることを目的としています。

研修は、Off-JTの集合研修として実施しますが、研修で学んだ内容をOJTと組み合わせることにより、コーディネーターとしての知識・支援技術を効果的に高めていきます。

ウ 人材育成においてコーディネーターが経験年数別に求められる役割

(ア) 5年目まで

「業務と能力」に記載されている能力を高めつつ、新しい視点で、区コーディネーター連絡会の活性化に取り組む役割が求められます。

(イ) 6年目から

「業務と能力」で獲得した能力・知識に加えて、次のような役割が求められます。

【求められる役割】

- ・区コーディネーター連絡会を事務局とともに牽引する。
- ・自己の専門性を高めるとともに、コーディネーターとしての考え方やスキルを後輩コーディネーターや他職種に伝える等、コーディネーター全体の専門性の向上をはかる。（特に10年目から）

(5) 研究活動の支援・奨励

地域ケアプラザ職員は、専門職としての知識や支援技術を身に付けていくことに加え、業務改善の取組及びその分析、業務実践の方法論並びに評価手法に関する実践の成果をまとめること等、専門職としての質を高めていくことが求められます。

さらに、地域ケアプラザにおける実践を共有し、実践者の立場で施策・制度を考え、取り組んでいくことが重要です。地域交流研究会が実施する事例検討会がその一例です。

このような取組を進めることは、業務の実施水準の向上につながり、より市民ニーズに応えられるようになります。このため、職員が研究活動等を行うことについて、組織も理解し支援することが重要です。研究等を行う職員自身も、その成果を市民へ還元することを念頭に置き、業務の一環として行う意識を持つことが求められます。

研究活動を支援する組織風土は、業務改善や企画提案の意識を喚起し、専門職としてのモチベーションを高め、結果として市民サービスの向上と組織の活性化に寄与します。

10 記録

相談や業務に関する記録は、職員間や関係機関等との情報共有・業務引継ぎ等に活用できるだけでなく、業務を客観的に捉え、方向性を確認するためにも必要です。また、地域支援を地域ケアプラザ全体で取り組むために、個別支援だけでなく地域支援についても記録し、地域ケアプラザ内で共有します。そして、地域ケアプラザ全体としての支援目標・取組内容を検討し、一体となって支援することが大変重要です。

総合相談票	来所、電話及び訪問等での相談について、総合相談票に記録します。
在宅援助記録票	継続して関わるケースについて、アセスメントや支援計画を立てるために作成します。この様式は、横浜市共通様式として、区役所の高齢・障害支援課及び子ども家庭支援課でも使用しています。
業務日誌	業務日誌を作成します。
地域支援記録	地域との対応について、対応した職員、会議・事業名、場所、相手方の役職等、結果・経過及び所感等について記録します。
地域アセスメントシート	地域の情報把握・分析のために作成します。情報収集する過程で地域住民や関係機関との関係を深め、さらなる情報・課題が集約されるように生かします。
地域支援計画書 地域支援報告書	地域アセスメントにより把握した社会資源やニーズを基に、一定の担当圏域ごとに地域課題の仮説を立て、関係機関で支援目標を設定するものです。半期や年度ごとに振り返りを行い、進捗の確認や計画の見直しを行います。
自主事業計画書 自主事業報告書	地域のニーズ、事業の目的及び対象者等を明確にするとともに、それらを地域ケアプラザ内で共有した上で事業を実施するために作成します。毎回の事業及び年度末には事業の評価を行った上で振り返りを行い、適宜見直しを行います。

11

地域ケアプラザの管理・運営

事務の詳細は「地域ケアプラザ管理・運営マニュアル」を参照してください。

(1) 地域ケアプラザ運営協議会

地域ケアプラザは、地域ケアプラザの運営に地域のニーズや意向を反映するため、地域ケアプラザ運営協議会を設置します。

地域ケアプラザ運営協議会は、地域の福祉・保健・医療の関係者、住民組織、利用者の代表者及び行政機関等によって構成され、地域ケアプラザは事務局を担っています。定期的に運営状況や運営上の課題を報告するとともに、各委員と意見や情報を交換することで、運営の円滑化を図ります。

また、地域ケアプラザ運営協議会を通じて地域の関係団体の連携を図ることにもつながります。

(2) 公正・中立性の確保

地域ケアプラザは、公的機関として、地域住民、地域団体及び事業者等に対して公正・中立な立場で業務にあたります。特に地域包括支援センター等で「事業所の選択」に係る相談を受けた場合は、次の点に留意しなければなりません。また、所長は日頃から職員の対応状況の把握及び指導に努める必要があります。

<事業所の選択に係る相談にあたっての留意点>

- ・ 相談者の意志を尊重すること
- ・ 原則として、事業所の一覧を提示する等、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けること

(3) 災害時の対応

地域ケアプラザは、地域防災拠点での避難生活が困難な要援護者とその介護者を受け入れる福祉避難所に指定されています。地域ケアプラザは、物資を備蓄し、発災時には、区災害対策本部の要請に基づいて、福祉避難所を開設します。そのため、地域ケアプラザは、区役所と調整し、発災時における福祉避難所の開設に向けた手順を定め、職員に周知徹底するとともに、福祉避難所開設訓練を区と相談・調整して実施します。発災時には、災害時要援護者が地域のどこで生活しているのかを把握することが大切になります。このような視点を日頃から持ちながら、業務に取り組む必要があります。必要に応じて、地域防災拠点の訓練等に参加し、地域との関係づくりに努めます。

区役所の役割

福祉避難所としての地域ケアプラザの役割について、平常時から情報を共有し、福祉避難所開設・運営マニュアルの策定支援、要援護者の受入手順等の確認及び緊急時の情報受伝達手段の確保等、日頃からの準備・連携が重要です。

区社協の役割

- ・災害対策本部の指示のもと、災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民とともに市内・市外からのボランティアの受入及び派遣を調整します。調整には地域防災拠点等との連携が必須となり、日頃から準備や訓練等を行います。
- ・地域ケアプラザが福祉避難所となることを地域住民へ周知することに協力するとともに、発災時には災害ボランティアセンターと連携して支援に取り組めるように、平常時から情報を共有します。

【巻末資料】

1 地域ケアプラザ業務連携指針策定の経緯

第2期横浜市地域福祉保健計画（平成21年度から25年度まで）において「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」ことが計画推進の柱に位置付けられました。その取組の一環として、平成23年度までに、地域単位での計画推進と連動した公民のネットワーク形成のために、「『地域支え合いネットワーク』推進指針」を改定することとされました。

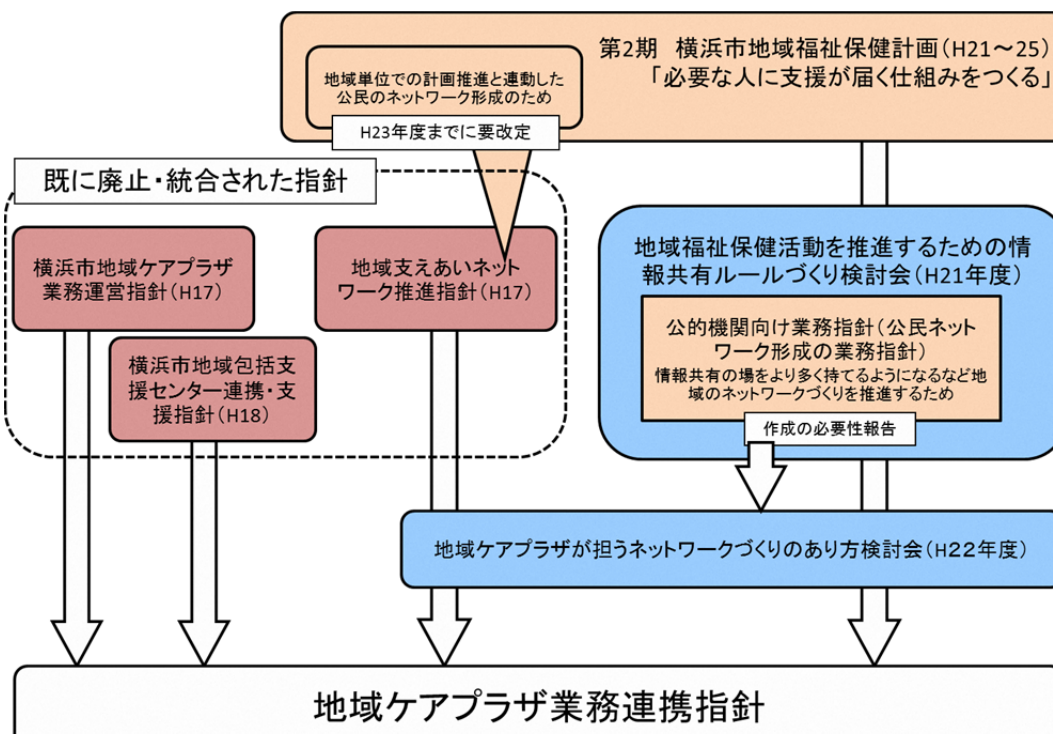
平成21年度に開催した「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」の報告書では、地域関係者等には、支援が必要な人の情報を伝達しあい活動や業務に役立てられる場をつくることが求められており、区役所、区社協及び地域ケアプラザ等の公的機関が率先して、この「情報共有の場」をつくっていくための「公的機関向け業務指針（公民ネットワーク形成の業務指針）」の作成の必要性が示されました。

平成22年度には、「地域ケアプラザが担うネットワークづくりのあり方検討会」が開催され、地域ケアプラザがその機能と人材を生かして取り組むネットワークづくりのあり方等について報告書が出されました。

一方で、平成18年4月の地域包括支援センター設置に伴い策定された「地域包括支援センター連携・支援指針」は、区役所が地域包括支援センターと連携しながら業務に取り組むための基本指針という位置づけになっており、横浜市として、地域包括支援センター職員の業務指針を示していませんでした。また、平成17年3月に策定された「地域ケアプラザ業務運営指針」も改定されておらず、地域包括支援センターの業務に関してはほとんど触れられていませんでした。地域包括支援センター設置から6年が経過し、実施すべき業務について明確になってきたことから、改めて地域包括支援センター連携・支援指針及び地域ケアプラザ業務運営指針の改定版として地域包括支援センターの業務も含めた指針が必要でした。

このような経過から、平成25年3月に「地域ケアプラザ業務連携指針」は、上に述べたこれまでの指針等を統廃合し、横浜市地域福祉保健計画及び関連する検討会での報告を反映する形でまとめられました。

地域ケアプラザ業務連携指針策定により統廃合した指針及び関連のマニュアル等は、次の図のとおりです。



2 地域ケアプラザの歩み

(1) 在宅支援サービスセンター（現地域ケアプラザ）設置の構想

平成元年に、地域ケアプラザ整備の考え方の出発点となる「地域福祉システム調査研究報告書」が作成されました。この中では、「市民の身近なところでサービスが総合的に提供され、地域の中で市民が孤立することなく、また援護を要する人を地域で支えられるような『地域づくり』を行っていくための新たな資源として『地域拠点整備』の必要性」が示され今後検討すべき課題とされました。また、個別ケアから地域づくりまで幅広い仕事を担う「コーディネーター」が必要であるとされていました。

平成3年7月に、在宅で援護を必要とする高齢者、障害児・者、難病患者、精神障害者等のだれもが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるようにするためには、保健・医療・福祉等の連携した地域ケアサービスを提供していく「地域ケアシステム」が必要であるとして、「地域ケアシステム基本指針」が制定されました。同年「在宅支援サービスセンター基本構想報告書」において、地域ケアシステムを支える拠点として「地域活動交流機能」「相談調整機能」を持ち、在宅福祉サービスの中で当時供給が不足していた「高齢者デイサービス機能」を併せもった「在宅支援サービスセンター（現地域ケアプラザ）」の必要性が示され、これを、日常利用圏に整備することとしました。

(2) 在宅支援サービスセンター（現地域ケアプラザ）の設置

このような経過を経て、横浜市地域ケアプラザ条例第1条第1項で「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に在宅支援サービスセンターを設置する。」と明確に規定し、平成3年度に第1館目となる在宅支援サービスセンター（平成7年度に名称を「地域ケアプラザ」と変更）を設置するとともに、地域活動交流コーディネーター等を配置しました。

また、「よこはま21世紀プラン第3次実施計画（1990～1994）」（現在の中期4か年計画）では、活力ある福祉社会の形成に向けた総合的な福祉推進体制を整備するための、地域ケアシステム推進の拠点として位置づけられていました。

(3) 在宅介護支援センターの設置

平成9年からは、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターとして「在宅介護支援センター」事業を実施し、身近な地域での相談、訪問、潜在的なニーズの掘り起し、予防活動やサービス調整を行ってきました。また、在宅介護支援センターの24時間相談対応を実施するため、地域ケアプラザ休館時の電話相談については、特別養護老人ホーム併設の在宅介護支援センター（及び準ずる形で一部の特別養護老人ホーム）で実施することとしました。

「在宅介護支援センター」事業が開始された当初は、区役所職員の地域ケアプラザへの派遣が行われ、区役所職員、地域活動交流コーディネーター及び在宅介護支援センター職員が業務にあたっていました。その後、区役所職員の派遣及び地域活動交流コーディネーターの在宅介護支援センター職員の兼務を終了しました。

(4) 介護保険法施行・地域支え合い連絡会の設置

平成12年の介護保険法施行に伴い、高齢者デイサービスを通所介護事業とし、新たなサービスである居宅介護支援の機能を横浜市全体として供給するため、居宅介護支援事業を実施することとしました。

また、市レベル、区レベルで展開してきた地域ケアシステム（市レベルに保健・医療、福祉、市民関係団体、学識経験者及び行政によって構成される「地域ケアサービス推進協議会」、区レベルに「地域ケアサービス総合調整推進会議」を設置。）に加え、要援護者にとってより身近な日常生活圏域（中学校区程度）を単位とした推進体制を構築するため、地域ケアプラザを日常生活圏域の拠点と位置づけ、保健、医療、福祉関係団体及び地域の様々な活動団体とのネットワークの核として、在宅の要援護者をより身近な地域で支える仕組みとして、「地域支え合い連絡会」が設置されました。

地域支え合い連絡会には、「顔の見える関係の構築」「迅速な問題解決（≒「個別援助活動」）及び「地域福祉保健の増進（≒「地域援助活動」）」の3つの機能と、「個別援助活動」「地域援助活動」の2つの具体的な活動が掲げられ、エリア設定、構成員、開催頻度及び事務局等を定め、地域ケアプラザを事務局として、地域ケアシステム推進の新たな組織の立ち上げを進めました。

(5) 障害児・者及び子育てに関する身近な相談機能の充実

その後、平成15年に、健康福祉局は、デイサービスの需給状況の変化、子育て支援や障害者支援への地域ニーズ増大並びに財政状況の厳しさによる建設費縮減への要請等に対応するため、地域ケアプラザの新整備方針を策定しました。

新規に設置する地域ケアプラザは、高齢者デイサービスのほか、地域のニーズに合わせた障害児デイサービス等の整備・提供を開始しました。また、在宅介護支援センターの設置による高齢者に関する相談機能の充実に加えて、子育てや障害児・者の地域生活に関する相談機能を充実させ、地域活動交流コーディネーター及び在宅介護支援センター職員等、地域ケアプラザ全体で取り組むこととしました。

(6) 第1期地域福祉計画の策定・推進及び『「地域支え合いネットワーク」推進指針』の策定

第1期横浜市地域福祉計画（平成16年度から平成20年度まで）において、地域ケアプラザは「地域福祉推進の中核を担う組織」として、「地域福祉推進の主役は市民であるという視点で地域の豊富な人材との関係づくりを進め、地域福祉に関係する誰もが気軽に集う拠点となること」を目指すべき、という方向性が改めて示されました。

地域福祉計画の策定は各区においても始まり、地区懇談会等が開かれるようになりました。しかし、これまで、地域ケアプラザでは、地域ケアシステムを推進するための「地域支え合い連絡会」を立ち上げ、進めてきていました。「地域支え合い連絡会」の活動が広がってきた一方で、全市統一的な業務のあり方がなじまなくなったり、地域福祉計画地区別計画の推進組織との統合を必要としたりする地域も増えていました。そこで平成17年度に『「地域支え合いネットワーク」推進指針』として考え方を整理し、全市統一的な手法でネットワークを構築することから方向転換して、区・地域の実情や特性に応じた柔軟な対応により、保健・医療・福祉関係団体や地域福祉保健活動と連携したネットワークの形成をより一層推進することとしました。

(7) 地域包括支援センターの設置

平成 18 年には介護保険法改正に基づく「地域包括支援センター」を設置するにあたり、独立の機関として設置するのではなく、これまで在宅介護支援センターが積み上げてきた実績を地域包括支援センターに引き継ぎ、子どもや障害児・者も含めた幅広い地域の福祉・保健に関する課題に取り組む地域ケアプラザ（※17）の一つの事業として実施していくこととしました。第 3 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 18 年度から平成 20 年度まで）では、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険やその他のサービスを総合的に利用するための様々な支援を行う地域包括支援センターを、地域ケアプラザ等の地域の既存資源を活用して設置」していくこととしました。

※17 地域型在宅介護支援センターの機能を担ってきた地域ケアプラザ及び特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターで、原則として、地域包括支援センターの事業を実施することとなりました。

(8) 第 2 期地域福祉保健計画の策定・推進及び「『地域支え合いネットワーク』推進指針」の改定

第 2 期地域福祉保健計画（平成 21 年度から平成 25 年度まで）では、地域単位での計画推進と連動した公民のネットワーク形成のために「『地域支え合いネットワーク』推進指針」を改定することとされました。また、平成 21 年度に開催した「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」報告書において、支援が必要な人の情報を共有する場づくりの必要性が示されました。この場づくりの中心は公的機関（区役所、区社協及び地域ケアプラザ）となるため、「公的機関向け業務指針(公民ネットワーク形成の業務指針)」作成の必要性が示されました。

これを受けて、地域ケアプラザがその機能と人材を生かして取り組むネットワークづくりのあり方等についての検討が行われました（「地域ケアプラザが担うネットワークづくりのあり方検討会」）。検討会では、個別支援のためのネットワークと、地域の基盤づくりのためのネットワークがあること、これまでのネットワークづくりの成果と課題等が整理されました。

「地域支え合い連絡会」「地域支え合いネットワーク」の成果と課題

<成果>

- ・顔の見える関係がつくられた。
- ・地域課題が把握され、具体的な活動が開始された。
- ・地縁型とテーマ型の活動者の接点ができた。
- ・顔の見える関係が、個別支援に生かされた例が多くある。

<課題>

- ・「連絡会」という名称から、会議実施が先行。
- ・構成メンバーの固定化。
- ・高齢者以外のさまざまな課題への取組、柔軟な体制。
- ・地区別計画の推進体制へ統合（発展的解消）した区がみられる。
- ・区社協や区役所との役割分担が不明確。

これを受けて、地域支え合いネットワークによる連絡会議自体が目的になってしまうのではなく、ネットワークづくりは手段とらえて取り組む必要があること、また、個別支援から日常生活圏域、さらに区域での課題検討のためのネットワークにおいて地域ケアプラザに期待される役割の整理や、高齢者支援分野以外のネットワークにおいて地域ケアプラザの役割・位置づけを改めて整理すること、解決困難な生活課題を抱える人の支援も含めて考えていくこと、等が今後の課題とされました。

(9) 地域包括ケアシステムの構築に伴う、生活支援コーディネーターの配置と地域包括支援センター職員の増員基準の見直し

平成 24 年から平成 25 年にかけて設置された社会保障制度改革国民会議において、高齢社会が急速に進む 2025 年に向けて、地域包括ケアシステムの構築の必要性が改めて示されました。同時に、生活支援サービスの充実・強化の方向性が示され、平成 27 年の介護保険法改正により、生活支援サービスの充実・強化を進める「生活支援コーディネーター」と「協議体」を内容とする生活支援体制整備事業が新たに設けられました。生活支援コーディネーターは、「資源開発」「ネットワーク構築」及び「ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体）」の役割を持ち、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進するものとされました。

厚生労働省が示す生活支援コーディネーターの役割は、地域ケアプラザの役割の一部を特化したものであり、役割の整理が必要でした。また、地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの増員基準の見直しも行う必要がありました。

そこで平成 27 年度に地域ケアプラザ業務状況調査を実施したところ、「地域の会合への参加」や「相談・支援」、「イベント等の事業」等の達成度が高い一方、「NPO 法人・企業との連携」「アウトリーチ」「インフォーマル活動支援」及び「地域包括ケア」といった長期的な視点にたった取組の達成度が低い傾向がありました。理由は、「職員数の不足」「他の業務より優先順位が下がる」及び「業務手法が未確立」等であり、人員と人材育成の不足により地域ケアプラザの役割の達成が厳しい現状がわかり、高齢者の生活支援・介護予防に特化した役割を持つ生活支援コーディネーターの配置と地域包括支援センター職員の増員を検討することになりました。

平成 27 年度の、地域ケアプラザ、社会福祉協議会及び区局の関係部署による意見交換会並びに介護保険運営協議会の分科会等での検討を経て、地域ケアプラザの今までの取組を生かすとともに、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携して生活支援体制整備を進めていく方向性を整理し、平成 28 年度から 1 層（区域）の生活支援コーディネーターを区社会福祉協議会に、2 層（日常生活圏域）の生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ（特養包括を含む）に配置しました。同時に、地域包括支援センター職員の増員基準を見直し、地域ケアプラザの体制強化を行いました。

こうして平成 28 年度から、地域包括支援センター 3 職種、生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して、地域包括ケアシステムを本格的に推進していく体制となりました。

3 地域ケアプラザ年表

年	地域ケアプラザの歩み
1989年 (平成元年)	・地域福祉システム研究調査報告書
1991年 (平成3年)	・在宅支援サービスセンター基本構想報告書 ・在宅支援サービスセンター第1館目設置
1995年 (平成7年)	・在宅支援サービスセンターから「地域ケアプラザ」へ名称変更
1997年 (平成9年)	・区役所職員の地域ケアプラザへの派遣を実施 ・「在宅介護支援センター」を設置
1998年 (平成10年)	・各区に1館福祉機器の展示・相談業務を行う「地域ケアセンター」を設置することを整備目標 (福祉機器センターが併設されている施設のある神奈川区、金沢区及び緑区を除く)
2000年 (平成12年)	・介護保険法の施行に伴い、通所介護事業（従来は措置事業）及び居宅介護支援事業（新規）を地域ケアプラザで実施することを条例で位置づける。 ・介護保険導入後の日常生活圏域における地域ケアシステムの推進マニュアル策定
2002年 (平成14年)	・地域ケア施設管理運営マニュアル策定 ・地域ケアプラザ無休化（従来は週休1日）
2003年 (平成15年)	・「地域ケアセンター」を「地域ケアプラザ」に名称を改める。 ・新整備方針を策定 *福祉サービス、保健サービスの拡大 *障害児・者及び子育てに関する事業の実施及び身近な相談機能の充実 *地域ケアプラザの運営法人の拡大（NPO法人、医療法人及び社団法人等）等
2005年 (平成17年)	・地域ケアプラザの施設利用における受益者負担の導入開始 ・地域ケアプラザ業務運営指針策定 ・「地域支え合いネットワーク」推進指針策定
2006年 (平成18年)	・地域包括支援センターの設置 ・横浜市地域包括支援センター連携・支援指針策定 ・地域ケアプラザにおける指定管理者制度を一斉導入
2007年 (平成19年)	・福祉サービス、保健サービスの整備を廃止 ・地域福祉コーディネーター分科会報告書 ・地域ケアプラザの運営法人の拡大（株式会社を含めた法人による運営が可能になる）
2008年 (平成20年)	・地域ケアプラザにおける事業実績評価開始
2009年 (平成21年)	・地域ケアプラザにおける指定管理者制度において初めて公募を実施
2012年 (平成24年)	・平成22年度から、地域ケアプラザ等の新たな整備手法が検討され、今後の地域ケアプラザ等の設置の基本的考え方が決まる。
2013年 (平成25年)	・地域ケアプラザ業務連携指針策定 ・介護保険法改正により地域ケア会議開始
2015年 (平成27年)	・介護予防・日常生活支援総合事業開始
2016年 (平成28年)	・生活支援コーディネーターの配置、地域包括支援センター職員の増員基準見直し

4 地域ケアプラザ全体で取り組む支援の具体例

P5（2）図②で示す矢印の具体例です。地域ケアプラザの強みである、複数の職種を配置していること及び地域に根差していることを生かして、地域ケアプラザ全体で取り組んでいる支援の具体例を紹介します。

これらは、チームアプローチによって達成されている横浜市の地域ケアプラザの成果であり、実績でもあります。これからも、地域ケアプラザは各事業の取組を連動させ、個別の課題には重層的多面的に切れ目のない支援を行うとともに、地域の課題を的確にとらえ、関係機関や地域住民と協力して解決していきます。

例1 （図の矢印→ ①・②・⑦）

地域ケアプラザでボランティア活動をしていたAさん。もの忘れが目立ち活動に支障が出るようになりました。心配した仲間は、地域活動交流 Co に相談し、地域活動交流 Co は包括職員とこれを共有しました。近況を伺うという目的で地域活動交流 Co がAさんと話し、Aさんの了解を得てAさんの状況を包括職員につなぎました。包括職員がAさんを訪問したところ、同居している家族も認知症や精神疾患等の病気があることがわかりました。また、ボランティアの仲間だけでなく、民生委員やふれあい活動員が配慮しながら見守って、この世帯の変化に気づき、包括職員に対し迅速な情報提供があったため、早い段階から複合的な支援につながることができました。

例2 （図の矢印→ ⑦）

シニアクラブや地域サロン、敬老会等へ5職種で招かれ、寸劇を通じて、地域ケアプラザの機能を広く周知しています。また、コミュニティハウスと介護予防講座を共催したことをきっかけに繋がりができ、コミュニティハウス文化祭に招かれて、寸劇や介護予防体操を披露して地域包括支援センターの機能をPRしています。

例3 （図の矢印→ ⑦）

総合相談の分析から認知症支援に力を入れる必要があると感じた包括職員が、地域活動交流 Co と生活支援 Co に相談し、認知症キャラバンメイトとともに地域のサロンや学校や企業に向けて、認知症の理解を進めるための講座を開催しました。

例4 （図の矢印→ ④・⑥・⑦）

包括職員が、有料老人ホームと協力して開催した認知症サポーター養成講座がきっかけとなり、有料老人ホームを地域住民の活動の場として提供してもらえるようになりました。地域住民にとっては活動の拠点が増え、有料老人ホームは地域住民にとって身近なものとなりました。今では有料老人ホームが地域のお祭りに参加したり、有料老人ホームの防災訓練を地域と協力して実施する等、有料老人ホームが地域の中で孤立せず協力し合える関係を持つことが出来ました。

例5 (図の矢印→ ③・⑤・⑦)

地域活動交流 Co の自主事業で DIY 講座を開催しました。講座終了後、メンバーが自主活動団体となり、高齢者世帯を対象に網戸の張り替えや垣根の修理等を行っています。民生委員やケアマネジャー等から依頼を受け、生活支援 Co や地域活動交流 Co が派遣の調整をしています。

例6 (図の矢印→ ④・⑦)

包括職員は、エリア内の介護保険事業所と地域ケアプラザのつながりを強める連絡会を開催しています。勉強会や情報交換等を通してお互いをよく知り、日頃から疑問に思ったことや困っていることを共有しあうことで、いざという時に連携がとりやすくなっています。

これにとどまらず、例えば、高齢者施設の職員が地域のサロンに参加して介護予防体操を実施したり、施設紹介をすることで、地域住民にとって施設が身近なものとなっています。また、グループホームの職員が認知症の介護に悩む住民からの相談に乗ることができる体制づくりなど、地域住民が気軽に安心して相談できる先を増やす取組を進めています。

例7 (図の矢印→ ③・⑤・⑥・⑦)

地域活動交流 Co と生活支援 Co が、認知症サポーター養成講座を受講した方に呼びかけ、ボランティア登録してもらい、グループホームや特別養護老人ホームでのボランティアへと繋げています。また、包括職員が開催している認知症カフェでも配膳や話し相手として活躍しています。ケアマネジャーにも認知症カフェを周知しています。

例8 (図の矢印→ ①・③・⑤・⑥・⑦)

老人会で長く活動しているひとり暮らしの B さん。最近もの忘れが目立つことと、飲酒すると自宅に戻れなくなることを気にして、老人会の活動やその後のお酒の席に行かなくなってしまいました。本人の家族から相談を受けた包括職員は、地域ケアプラザ内で相談し、介護保険サービスの調整を行い、本人の家族・ケアマネジャー・介護保険事業所・老人会会長が参加する個別レベル地域ケア会議を開きました。意見交換の結果、ケアマネジャーや介護保険事業所と老人会は、B さんの日常の様子から課題を確認し合うことになり、老人会では B さんが安心して活動に参加できるような工夫を考えることにしました。

また、老人会会長は、地域ケア会議の後、支援が必要な人は他にもいると考え、同地区の民生委員と友愛活動員の「見守り」を主とした連絡会において、老人会会長は生活支援 Co とともに、この件を一つの事例として提供しました。連絡会では、単一町内会を中心としたグループワークを行い、話し合った結果を民生委員や友愛活動員の活動に生かしています。

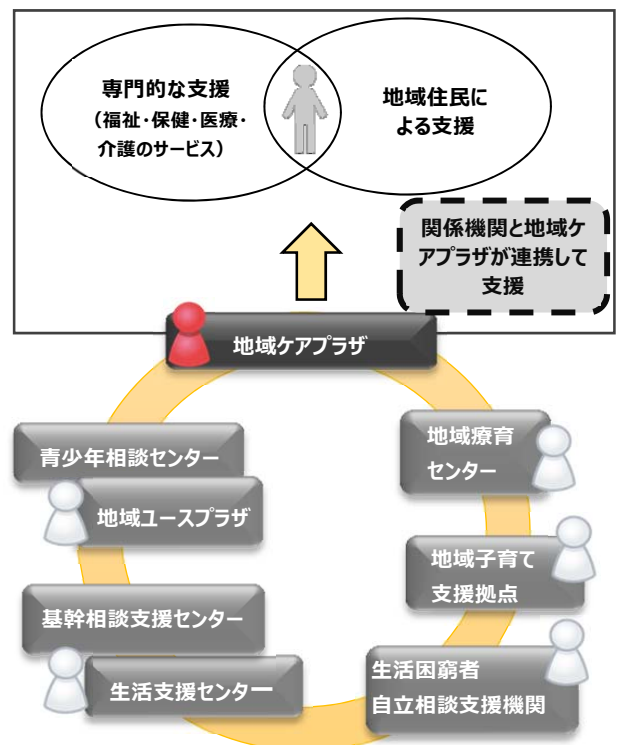
例9 (図の矢印→ ①・②・③・⑤・⑥・⑦)

デイサービス事業所から区社協に「送迎車を地域貢献に使えないか」と申し出があり、地域ケアプラザの5職種と区社協は、単なる移動手段ではなく高齢者の夢を叶える機会にしたいと考え、地区ボランティアセンターや助け合いグループ等の地域の協力も得て、買い物ツアーを企画しました。介護保険サービスを利用しているCさんはこれまで支援者に対して「何も困っていることはない」と言っていたが、「自分で買い物に行けるなんて7年ぶり!」と、これまでにないキラキラした表情を見せました。Cさんは大好きな買い物をするために外出することで、生活に張り合いが生まれ、出来ないとあきらめていたことが出来たという自信を持つことができました。参加者だけでなく、付き添いボランティアや送迎を担った事業者からも夢を叶えるお手伝いができたことを喜ぶ声が寄せられ、単なる課題解決に向き合うだけでなく、夢を叶えるというプラスを生み出せた事が、活動を進める力となりました。その後、医師・リハビリ専門職・介護保険事業所・地域住民にもメンバーを拡大して地域ケア会議を開催し、この活動の検証を通して一人ひとりの夢に向き合う重要性を確認することができました。この取組は区の生活支援体制整備事業の協議体でも取り上げ、他の地域にも広がっています。

5 地域活動交流事業における関係機関との連携

地域ケアプラザが「住民主体による支え合いのある地域づくり」を支援するためには、地域ケアプラザ内だけではなく、関係機関との連携が不可欠です。地域活動交流コーディネーターが目的を達成するためにも欠かすことができません。関係機関が把握しているニーズに触れる機会が少ないことや、専門的な支援のノウハウを持っていないという弱みを、連携によって補うことができます。一方で、地域住民の思いや住民による支援をきめ細かく把握しているという強みを生かすことができます。連携する際には、下記(1)の視点を持つことが必要です。また、様々なネットワーク会議に参加を呼び掛けられた場合には、下記(2)の視点を持って参加することが必要です。

なお、連携の具体例を参考に記載します。



(1) 地域活動交流コーディネーターが押さえておくべき関係機関の特徴と連携する際に特に持つべき視点

関係機関名等	連携する際に押さえておくべき関係機関の特徴	連携する際に特に持つべき視点
◆地域子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●主に未就学児とその保護者（妊娠期を含む）が遊び交流する場の提供 ●子育てに関する情報の収集・提供 ●子育ての不安や悩みの相談 ●子育て家庭の個別相談対応、ニーズに応じた施設・事業等の利用支援（子育て支援パートナー） ●区内の子育て支援に関わる方や関係機関のネットワーク構築 ●子育て支援に携わる人材の育成 ●横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の実情（より小さい圏域や少数のニーズ）に対応した取組を実施する</u> ・担当圏域の社会資源を把握し、<u>関係機関と地縁組織をつなぐ</u> ・子育て支援の取組を<u>世代間交流の取組につなげる</u> ・<u>保護者を地域参加や活動の場につなぐ</u>

例 1

地域の子育て活動者から地域活動交流コーディネーターに「横のつながりを持ちたい」という相談がありました。地域活動交流コーディネーターが、区役所及び地域子育て支援拠点に相談し、共催で地域子育てネットワーク会議を行いました。民生委員、主任児童委員、子育て支援者及びコミュニティハウス等が参加し、情報交換と課題等の話し合いを行い、地域の子育てマップを作ることになりました。地域で既に活発に活動している方々がつながったことで更に活動が充実しました。

例 2

地域ケアプラザで行っている定例の未就園児向けの子育て支援事業の参加者層が変化する中で、新たな事業を考えるようになりました。区役所・地域子育て支援拠点との情報交換やこれまでの事業の中で、「仕事復帰する前に地域の友達を作りたい」と考えている産育休中の母親が多くなってきたこと、第一子率が高く子どもと一緒に初めて地域デビューする親が多いこと、歩けるようになるまでは室内で遊び親も交流できる場所を求めていることが分かってきました。そこで、0歳児の親子のみを対象とする新規事業を始めることにしました。プログラムの内容については、これまでの事業の様子やアンケート結果、子育てサークルの意見も参考に工夫しました。開始して5年以上が経過しましたが、定例で月2回、継続して実施しています。また、不定期ですが、土曜日に父親向けの事業も実施するようになりました。

例 3

地域子育て支援拠点には、区地域活動交流コーディネーター連絡会に参加してもらい、子育て支援に関するイベントや事業について情報交換し、それぞれの事業やスケジュールに役立てています。また、子どもを預けたい・預かってみたいが、横浜子育てサポートシステム区支部事務局である地域子育て支援拠点が遠く、説明会に参加しづらい、という声が地域住民から聞こえていたため、横浜子育てサポートシステムの説明会を地域ケアプラザで開催しました。

専門機関名等	連携する際に押さえておくべき専門機関の特徴	連携する際に特に持つべき視点
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム・基幹相談支援センター ◆ 精神障害者生活支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児者の地域生活の拠点及び一次相談支援機関として、総合的・専門的な相談支援を実施 ● 日常生活に則した具体的な援助 ● 社会参加や対人コミュニケーション技術の獲得等を目的とするプログラムやイベントの実施 ● 家族会や当事者活動の支援 ● 個別課題から地域課題を見出し、その対応のために、地域の実情に応じた自主事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または専門機関が、<u>地域住民と交流することができるように支援する</u>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立相談支援機関 * 各区生活支援課（一部委託で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立相談支援事業 ・就労にむけた支援（ハローワークと連携）、就労準備支援・就労訓練事業 ・子どもの学習支援事業、家計相談支援事業等 ・早期把握や見守りのための地域ネットワークの強化、働く場や参加する場等の社会資源の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域のアンテナ</u>として、専門機関に情報が伝わってこない人を早期に発見し、相談につなげる ・一人ひとりの強みや希望、適性に<u>応じ、地域でのつながりづくりや活躍の場づくりにつなげる</u> ・<u>家族を地域参加や活動の場につなげる</u> ・<u>多世代に分野を問わず関わる強みを生かし、様々な方法で、地域住民が自分ごとと感じられるように取り組む</u>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年相談センター * 横浜市直営 ◆ 地域ユースプラザ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象は、おおむね 15 歳から 39 歳までの青少年・若者とご家族 ● 実施内容 ・第一次的な総合相談 ・月 2 回、各区役所でも相談窓口を開設(ユースプラザのみ) ・若者の自立にむけた講座等の支援プログラム ・ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の提供(ユースプラザのみ) ・地域活動やイベントへの参加等の社会体験、就労体験等の実施 ・地域の関係支援機関、区役所との連携及びネットワークづくり(ユースプラザのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一人ひとりの強みや希望、適性に</u>応じ、<u>地域でのつながりづくりや活躍の場づくりにつなげる</u> ・<u>家族を地域参加や活動の場につなげる</u> ・<u>多世代に分野を問わず関わる強みを生かし、様々な方法で、地域住民が自分ごとと感じられるように取り組む</u>

例 4

地域住民から地域活動交流コーディネーターに「地域で障害のある人を見かけることがあるがどのように声を書いたらよいか分からなかった。基本的なことを教えて欲しい」と相談があり、障害者後見的支援室職員を講師に知的障害に関する勉強会を少人数で行いました。勉強会后、もっと多くの方に知ってもらいたいというアンケート結果から、基幹相談支援センターにも加わってもらい、地域住民向けの講座を行いました。受講者からは、今度は交流の機会が欲しい、ほかの障害についても知りたい、という声が聞かれました。また、地域ケアプラザで行っている学齢障害児余暇支援事業のボランティアとして参加してくれるようになった方もいました。

例5

共催事業を話し合う中で、基幹相談支援センターから「通所が億劫なために引きこもりになっている人の活動の場にしたい」と提案がありました。事業の参考にするために見学をさせてもらった障害者施設と区役所がバックアップしてくれることになり、基幹相談支援センターが参加者を、地域ケアプラザではボランティアを募りました。ボランティア募集の際には「何かをするのではなく、ただ一緒に活動をする」と説明しました。当日、開始から一息つく頃には、参加者とボランティアがおしゃべりを始め、和やかな雰囲気になっていました。参加者とボランティアで「次回も一緒にやろうと約束した」と笑顔で話し、ボランティアからも「障害の理解ができた」「障害者施設でもボランティアしてみたい」という声が聞こえました。

その後、参加者の一人は、地域ケアプラザのほかの事業に参加するようになりました。1人で地域ケアプラザまで来ることが出来るようになり、参加者と笑顔で交流しています。障害者施設や基幹相談支援センターには、地域ケアプラザが地域と結び付ける存在であると感じてもらえました。地域活動交流コーディネーターは自分だけでは思いつかない参加者像（ニーズ）を知ることができました。

例6

地域活動交流コーディネーターが、区地域活動交流コーディネーター連絡会の代表として自立支援協議会に参加し、地域住民と障害者が交流できるような取組を検討していました。そこで、自立支援協議会から地区社協に、地区社協が開催している障害者理解講座で、障害者地域作業所職員が講師を務めるので地域住民と障害者が工作をしながら交流できないか提案すると、地区社協も快諾してくれました。広報は、主に地区社協が行い、当日は和やかな雰囲気の中進みました。次回を期待する声が多数聞かれました。

専門機関名等	連携する際に押さえておくべき関係機関の特徴	連携する際に特に持つべき視点
◆地域療育センター	<ul style="list-style-type: none">● 地域における療育の専門機関● 保育所、幼稚園や学校等の職員、並びに地域訓練会等への療育に関する技術的な支援● 児童発達支援センター、診療所、相談・地域サービス部門、児童発達支援事業所等が連携したサービス提供	<ul style="list-style-type: none">・「<u>顔の見える関係性</u>」を構築する・障害児支援の<u>ノウハウ</u>を地域療育センターから学ぶ・地域における障害児に関する<u>情報を共有する</u>

例7

地域活動交流コーディネーターが、発達障害児・者支援のネットワーク連絡会に参加する中で、ネットワークの一員である地域療育センターと情報交換をしています。また、夏休み・冬休みの障害児余暇活動支援事業（複数ケアプラザと区社協の共催事業・障害者地域活動ホームも協力）にアドバイスをもらっています。

<【参考】 学齢期の子ども・子育ての相談窓口について>

各区こども家庭支援課の「子ども・家庭支援相談」では、乳幼児期の子育てはもちろんのこと、学齢期のいじめ、不登校や思春期の子どものこと等、子どもに関する相談に、教育相談員、学校カウンセラー、保健師、保育士が応じています。

このほか、教育総合相談センターや青少年相談センター（15歳以上が対象）でも、教育相談や不登校・ひきこもり等の相談に応じています。

（２）地域活動交流コーディネーターがネットワーク会議に参加する視点

連絡会名	主な参加者	内容	地域活動交流コーディネーターが参加する視点
地域自立支援協議会 担当者会議 単位 区域 事務局 ・区高齢・障害支援課障害者支援担当 ・基幹相談支援センター（社会福祉法人型障害者地域活動ホーム）	・障害福祉サービス提供事業者 ・指定相談支援事業者相談支援専門員 ・区内の小・中学校 ・地域療育センター ・就労支援センター ・社会福祉協議会 ・医療機関 等	・日常業務の課題の共有化（支援のあり方検討、地域の状況、ニーズや動向の把握、個別対象者の継続的な支援の確認） ・課題解決に向けた検討（関係機関への働きかけ、地域の実情に合わせたサービス創設）	・事務局や参加者との顔の見える関係づくり ・把握している、 <u>地域住民による支援・活動の内容や思いを伝え、地縁組織と専門機関や当事者団体をつなぐ</u> ・会議で話し合われている地域課題を <u>地域住民と共有し、地域の中で浸透させていく</u> ・日ごろ接することが少ない、 <u>専門職が把握する個別ニーズを収集する</u> ・ <u>区地域活動交流コーディネーター連絡会や地域ケアプラザに持ち帰って情報を共有し、地域活動交流コーディネーターとして、または地域ケアプラザとして何ができるか考える場を持つ</u> ・会議で話し合われている事例に対応する <u>自主事業の可能性を地域住民とともに考える</u>
子育て支援に関する会議 単位 区より小さな圏域 事務局 地域子育て支援拠点や区こども家庭支援課こども家庭支援担当	区により異なる		
生活困窮者自立支援制度支援調整会議 単位 区域・より小さな圏域 事務局 区生活支援課生活困窮者支援担当	・ジョブスポット職業相談員（ハローワーク職員） ・家計支援、就労準備支援、学習支援事業等の委託事業者 ・社会福祉協議会 ・地域ユースプラザ等の支援関係者	・自立相談支援機関が作成したプランの適切性の協議、支援提供者によるプランの共有、プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	

6 主な地域ケアプラザ関連条例、要綱及び手引き等

(1) 横浜市の条例・規則

- ア 横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）
- イ 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号）
- ウ 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則（平成3年11月横浜市規則第93号）
- エ 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月条例第52号）他、介護予防支援、居宅介護支援、通所介護等に係る横浜市が定める基準条例

(2) 横浜市の要綱・要領

- ア 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱
- イ 横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱
- ウ 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱
- エ 横浜市徘徊認知症高齢者地域支援事業実施要綱
- オ 横浜市高齢者虐待防止事業実施要綱
- カ 横浜市地域ケア会議実施要綱
- キ 横浜市一般介護予防事業の実施に関する要綱
- ク 横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱
- ケ 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- コ 横浜市地域ケアプラザ協力医等業務実施要領
- サ 特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターの夜間相談実施要領
- シ 特別養護老人ホームにおける転送電話による夜間等相談受付実施要領

(3) 横浜市のマニュアル・手引き

- ア コーディネーターハンドブック
- イ 横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル
- ウ 認知症初期集中支援チーム事業実施の手引き
- エ 高齢者虐待防止事業指針
- オ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実施マニュアル
- カ 地域ケア会議の実施の考え方について（手引き）
- キ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針
- ク 横浜市基本チェックリスト実施マニュアル
- ケ 横浜市訪問型短期予防サービス業務マニュアル
- コ 介護予防把握事業の手引き
- サ 介護予防普及啓発事業について
- シ 介護予防普及強化業務委託の手引き
- ス 地域介護予防活動支援事業について
- セ 元気づくりステーション事業の手引き
- ソ 地域リハビリテーション活動支援事業の手引き
- タ ケアマネジャー業務ガイドライン
- チ 生活支援体制整備事業の手引き

- ツ（区担当者用）H30 介護予防・生活支援サービス補助事業手引き
- テ（活動団体用）H30 介護予防・生活支援サービス補助事業手引き

（４）国の要綱・通知等

- ア 地域支援事業実施要綱
- イ 地域包括支援センターの設置運営について
- ウ 地域包括支援センター運営マニュアル

（５）関連する横浜市の計画・要綱・指針

- ア 横浜市地域福祉保健計画
- イ 区地域福祉保健計画策定・推進指針
- ウ よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- エ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針
- オ 横浜市障害者プラン
- カ 横浜市子ども・子育て支援事業計画
- キ 横浜市防災計画「震災対策編」及び「風水害対策編」
- ク 横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱
- ケ 横浜市福祉保健センター業務運営指針
- コ 横浜市基幹相談支援センター業務連携指針

7 検討メンバーと検討経過

地域ケアプラザ検討会 全体会（地域ケアプラザ職員の役割と育成の考え方（※18）策定）

平成 28 年度		
委員	藤澤 智明	瀬谷区福祉保健センター福祉保健課長
	室山 孝子	青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課長
	丹野 久美	泉区福祉保健センターこども家庭支援課長
	窪野 裕昭	戸塚区福祉保健センター生活支援課長
	渋谷 昭子	こども青少年局総務部企画調整課長
	村上 謙介	こども青少年局青少年部青少年育成課長
	齋藤 真美奈	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長
	谷口 千尋	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長
	佐藤 祐子	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長
	氏家 亮一	健康福祉局企画部企画課長
	大井 一広	健康福祉局生活福祉部生活支援課指導・適正化対策担当課長
	山田 洋	健康福祉局障害福祉部障害企画課長
	武井 和弘	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
	佐藤 亜希子	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課地域包括ケア推進担当課長
	横森 喜久美	健康福祉局保健事業課健康安全部健康づくり担当課長
	藤井 裕久	医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
	小清水 経仁	港南区社会福祉協議会事務局長
	高橋 敬太郎	保土ヶ谷区社会福祉協議会事務局次長
	梅木 博志	神奈川区社会福祉協議会第 1 層生活支援コーディネーター
	水越 洋二	横浜市不老町地域ケアプラザ所長
山村 良一	横浜市白根地域ケアプラザ所長	
土屋 環	横浜市東寺尾地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター	
金子 裕利	汲沢地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター	
オブザーバー	大濱 宏之	市民局市民協働推進部地域活動推進課長
	岩岡 敏文	市民局市民協働推進部市民活動支援課長
	宮嶋 真理子	政策局政策部政策課担当課長
アドバイザー	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 原田 正樹	
事務局	健康福祉局地域支援課、高齢在宅支援課及び福祉保健課 横浜市社会福祉協議会施設福祉課及び地域福祉課	

※18 意見照会で「地域ケアプラザ業務連携指針と一体化した方がと良い」というご意見をいただいたため、一体化しました。

検討会	検討内容
第 1 回	・国の動向を踏まえた地域ケアプラザの役割確認 ・各職種に求められる役割、専門能力・業務知識、課題
第 2 回	・中間報告（地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの目的、目標、業務と能力）、 各分野において、コーディネーターに求められる役割と目標達成のための具体的な取組事例
第 3 回	・最終報告（地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの人材育成）

地域ケアプラザ検討会 コーディネーター分科会（地域ケアプラザ業務連携指針改定）

平成 28 年度		
委員	水越 洋二	横浜市不老町地域ケアプラザ所長
	山村 良一	横浜市白根地域ケアプラザ所長
	星野 昌昭	横浜市榎町地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター
	村瀬 大亮	横浜市葛が谷地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター
	金子 裕利	汲沢地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター
	土屋 環	横浜市東寺尾地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	糸川 史生	横浜市美しが丘地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	加藤 香織	横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	高橋 敬太郎	保土ヶ谷区社会福祉協議会事務局次長
	梅木 博志	神奈川区社会福祉協議会第 1 層生活支援コーディネーター
	山中 研	西区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当係長
	柏田 和司	栄区福祉保健センター高齢・障害支援課高齢者支援担当係長
	鈴木 直子	中区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長
	柴田 亜輝	磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課障害者支援担当係長
	齋藤 有香	西区福祉保健センターこども家庭支援課こども家庭・子育て支援担当係長
事務局	健康福祉局地域支援課、高齢在宅支援課及び福祉保健課	

検討会	検討内容
第 1 回	・地域ケアプラザの役割確認 ・地域ケアプラザの各職種の目的と目標
第 2 回	・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの目的と目標
第 3 回	・地域活動交流コーディネーターの業務と能力
第 4 回	・生活支援コーディネーターの業務と能力
第 5 回	・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの目的と目標 ・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの業務と能力
第 6 回	・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター向け研修
第 7 回	・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター人材育成体系図、研修カリキュラム
第 8 回	・「業務と能力」説明資料

地域ケアプラザ検討会 全体会（地域ケアプラザ業務連携指針改定）

平成 29 年度		
委員	林 千賀	栄区福祉保健センター福祉保健課長
	室山 孝子	青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課長
	丹野 久美	泉区福祉保健センターこども家庭支援課長
	窪野 裕昭	戸塚区福祉保健センター生活支援課長
	福嶋 誠也	こども青少年局総務部企画調整課長
	村上 謙介	こども青少年局青少年部青少年育成課長
	永井 由香	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長
	谷口 千尋	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長
	遠藤 文哉	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長
	平木 浩司	健康福祉局総務部企画課長
	鈴木 茂久	健康福祉局生活福祉部生活支援課長
	山田 洋	健康福祉局障害福祉部障害企画課長
	武井 和弘	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
	佐藤 亜希子	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課 地域包括ケア推進担当課長
	横森 喜久美	健康福祉局保健事業課健康安全部健康づくり担当課長
	西野 均	医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
	小清水 経仁	港南区社会福祉協議会事務局長
	高根澤 恵子	港北区社会福祉協議会事務局次長
	生田 純也	横浜市踊場地域ケアプラザ所長
堂前 裕子	東山田地域ケアプラザ所長	
オブザーバー	大濱 宏之	市民局市民協働推進部地域活動推進課長
	岩岡 敏文	市民局市民協働推進部市民活動支援課長
	宮嶋 真理子	政策局政策部政策課担当課長
事務局	健康福祉局地域支援課、高齢在宅支援課及び福祉保健課 横浜市社会福祉協議会施設福祉課及び地域福祉課	

	検討内容
第 1 回	・分科会の報告 ・「地域ケアプラザ業務連携指針」について、事務局改定案を報告後、意見交換
第 2 回	・意見照会後の「地域ケアプラザ業務連携指針」について、事務局改定案等を報告後、意見交換

地域ケアプラザ検討会 地域活動交流コーディネーター分科会（地域ケアプラザ業務連携指針改定）

平成 29 年度		
委員	生田 純也	横浜市踊場地域ケアプラザ所長
	土屋 環	横浜市東寺尾地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	糸川 史生	横浜市美しが丘地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	矢ヶ崎 千恵	横浜市柳町地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	澁谷 栞	横浜市洋光台地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	金子 裕利	汲沢地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター
	野々村 まなみ	南区社会福祉協議会第 1 層生活支援コーディネーター
	秋山 美帆	港北区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当係長
	大塚 陽一	鶴見区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当職員
	杉山 由美	南区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当職員
	山中 杏莉	港南区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当職員
事務局	健康福祉局地域支援課及び横浜市社会福祉協議会地域福祉課	

検討会	検討内容
第 1 回	・地域活動交流コーディネーターの人材育成支援と業務支援における区福祉保健課と区社協の役割 分担
第 2 回	
第 3 回	・地域ケアプラザ内の連携
第 4 回	・地域ケアプラザ外の組織との連携 ・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの目的と目標

地域ケアプラザ検討会 地域包括支援センター分科会（地域ケアプラザ業務連携指針改定）

平成 29 年度		
委員	山村 良一	横浜市白根地域ケアプラザ所長
	堂前 裕子	東山田地域ケアプラザ所長
	高根澤 恵子	港北区社会福祉協議会事務局次長
	加山 久美子	横浜市港南中央地域ケアプラザ主任ケアマネジャー
	佐藤 真由美	横浜市東永谷地域ケアプラザ主任ケアマネジャー
	吉田 光江	横浜市戸部本町地域ケアプラザ主任ケアマネジャー
	村上 明美	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ保健師
	薄葉 道子	地域包括支援センターふじ寿か苑保健師
	寺島 亜紀子	横浜市岩崎地域ケアプラザ社会福祉士
	小林 啓治郎	横浜市富岡東地域ケアプラザ社会福祉士
	土屋 環	横浜市東寺尾地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター
	金子 裕利	汲沢地域ケアプラザ第 2 層生活支援コーディネーター
	野々村 まなみ	南区社会福祉協議会第 1 層生活支援コーディネーター
	山中 研	西区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当係長
	平野 千景	西区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長
高野 利恵	旭区福祉保健センター高齢・障害支援課高齢者支援担当係長	
深沢 裕子	神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課高齢者支援担当 社会福祉専任職	
事務局	健康福祉局高齢在宅支援課	

検討会	検討内容
第 1 回	地域包括支援センター分科会の進め方 ・28年度実績 ・国が地域包括支援センターに求める目的・目標を確認 ・現在の地域ケアプラザ業務連携指針内容確認
第 2 回	地域包括支援センターの実績を振り返る
職種別ワーキング	・実績と課題を明確にする ・コーディネーターとの協力 ・専門職としてのあるべき姿 ・地域包括支援センターの目的・目標を定める
第 3 回	地域ケアプラザと地域包括支援センターの業務について考える ・横浜市の地域包括支援センターとしてどうあるべきか考える ・「地域共生社会」についての意見交換

地域ケアプラザ業務連携指針

平成 25 年 4 月 初版発行

平成 27 年 4 月 第 1 次改定版発行

平成 28 年 4 月 第 2 次改定版発行

平成 30 年 4 月 第 3 次改定版発行

発行

横浜市健康福祉局地域支援課・高齢在宅支援課・地域包括ケア推進課・福祉保健課

横浜市社会福祉協議会施設福祉課・地域福祉課

	目的	目標	共通点と相違点
地域活動交流コーディネーター	こどもや高齢者、障害者等、地域に暮らすすべての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを関係機関と連携して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門職として地域の状況（魅力・課題）を分析するとともに、地域住民と地域の目指す姿を共有する ■ 地域住民の取組や思いが、支援を必要としている人に届くように支援する。 ■ 地域住民が地域に感心を持ち、地域の魅力と課題に気づき自分ごととして捉えられる気持ちを引き出す ■ 地域住民とともに、地域の魅力を伸ばし、課題解決ができるようなつながりや仕組みを作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動交流コーディネーターは、全ての住民を対象とした地域づくりを意識します。 ・生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防に焦点をあて、2025年を目指して、多様な主体による地域づくりを意識します。 ・いずれのコーディネーターも、住民主体の地域づくりを基盤として取り組む点は共通です。高齢者の生活支援・介護予防に焦点をあてた地域づくりは全ての住民のための地域づくりから切り離して考えることはできず、実際の取組では多くの部分が重なります。高齢者の生活支援や介護予防など喫緊の課題に関しては、生活支援コーディネーターがその責務として、地域活動交流コーディネーターと連携しながらこれまで以上に強化して取り組むこととなります。そこで、2人のコーディネーターの各業務ごとの目標は共通の表として作成し、それぞれが意識すべき部分を追加する形としました。
生活支援コーディネーター	団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の体制整備という明確な視点を持って地域づくりを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が、自分でできることは自分でいながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な主体による重層的な生活支援がある地域づくりを支援する ■ 高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って自分らしく暮らし続けられるよう、様々な介護予防・社会参加の機会がある地域づくりを支援する ■ 高齢者の状況の変化に応じた適切な支援ができるよう、住民、地縁組織、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、民間企業等の幅広い主体による多様な柔軟な活動を支援する ■ 専門職として、高齢者の個々の生活ニーズ（や介護予防）に焦点をあてた地域づくりに関する分析・計画・立案ができ、地域とともに取り組む 	

◆コーディネーター（地域活動交流・生活支援）の業務と能力

「とてもよくできた」=★★★★ 「大体できた」=★★★ 「まだ不十分」=★

		ステップ1：基礎編 ～理解・関係づくり・維持～	自己評価	ステップ2：応用編 ～発展・創出・見直し～	自己評価
地域 ア セ ス メ ン ト	地域の情報 (基礎情報・社会 資源)の把握	各職種や区社協・区役所等の関係機関が既に把握している地域の情報やニーズを持ち寄り、把握できる		—	
		地域の基礎情報（地理・歴史・文化・組織・人物・交通等）を更新・整理できる		地域との関係構築で得た情報をもとに立体的な地域アセスメントができる	
		地域の社会資源（関係機関・住民活動・企業等）を把握・更新できる		社会資源について、データだけではなく質的な価値を理解できる	
ニーズの把握 (個別・地域)	様々な場面で情報を把握し記録することができる		地域ケアプラザ、区社協、区役所が協力・連携して、より多くの必要な情報を収集できる		
	エリア内外の幅広い関係機関や団体、テーマ型団体（NPOや障害団体等）を把握・更新できる		—		
	生活支援Coのみ：地域ケアプラザとしてこれまで把握していなかったことや、新たな領域の情報を含めて、高齢者の暮らしを支える社会資源を幅広く捉え、収集できる		個別課題から地域課題を探ることができる		
地域の情報や ニーズの分析	様々な場（会議、立ち話、自主事業、貸館利用時、地域行事や会合、各種調査結果等）でニーズを収集できる		潜在的なニーズを顕在化することができる		
	地域支援チームや包括の定例カンファレンス等を活用し、各分野の個別ニーズを収集できる		—		
	収集したニーズから、制度の狭間のニーズとして認識できる		地域支援の記録を基に、地域状況の変化や専門機関の働きかけについて振り返り、課題を見つけることができる		
住民 推 進 体 制 の 地 域 構 築 の 地 域 住 民 と 専 門 職 の 目 指 す 地 域 像 が 一 致 す	生活支援Coのみ：包括や地域活動交流Co等との連携により、高齢者の地域での暮らしの状況や、生活上のニーズや課題を収集できる。		地域アセスメントを他分野の専門職とともに作成し、多角的に分析ができる		
	地域の情報（基礎情報・社会資源）やニーズを可視化し、分析できる（マップ、相関図等）		地域の資源や活動がニーズ（個別・地域）を満たしているか、何が不足しているのか分析できる		
	地域の強みと課題に気づくことができる		—		
専 門 職 と し て の 地 域 支 援 方 針 ・ 地 域 支 援 計 画 の 決 定	—		地域支援の記録を基に、地域状況の変化や専門機関の働きかけについて振り返り、課題を見つけることができる		
	これまでの地域ケアプラザや関係機関の地域との関係性や働きかけの経過を理解できる		地域アセスメントを他分野の専門職とともに作成し、多角的に分析ができる		
	地域福祉保健計画（地区別計画、区計画）を理解できる		地域の資源や活動がニーズ（個別・地域）を満たしているか、何が不足しているのか分析できる		
地 域 住 民 が 把 握 し て い る 情 報 や 課 題 等 の 把 握 ・ 共 有	専門職としての地域アセスメントを踏まえ、仮説を立てた上で他職種間で働きかけの方向性を共有できる		地域支援の記録を基に、地域状況の変化や専門機関の働きかけについて振り返り、課題を見つけることができる		
	地域福祉保健計画（地区別計画、区計画）の取組を活用できる		—		
	地域と共通の地域アセスメントや、地域課題の把握・共有ができる		地域福祉保健計画（地区別計画、区計画）の取組を活用できる		
地 域 住 民 と 専 門 職 の 目 指 す 地 域 像 が 一 致 す	地域と信頼関係を築き、ともに地域を作っていく一員として地域から認識される		—		
	地域と目指す姿の共有ができる		—		
	共有したことをもとに、地域アセスメント情報や地域支援方針を適宜修正し、必要な働きかけを考慮することができる		—		
社 会 資 源 の 開 拓 ・ 開 発 ・ 支 援	地域アセスメントから、団体の情報や運営の課題（人・もの・金・場・情報）を把握できる		団体の目標・達成状況等を把握し、長期的な支援目標を立てて継続的な支援を行うことができる		
	課題解決のための制度等（助成金制度、貸館）の情報収集、提供ができる		団体の目標・達成状況・支援目標を確認し、支援内容を見直すことができる		
	スキル獲得のための支援ができる。		—		
サ ー ビ ス ・ 活 動 開 発	団体の概要や経過を記録できる		—		
	福祉保健活動との関わりが薄い団体・組織・人等との接点を見つけ、意義を伝えることができる		—		
	個別課題や地域課題の解決に向けて、どのようなサービスや活動の開発が必要かを考えることができる。		—		
担 い 手 の 発 掘 ・ 育 成	—		—		
	地域ケアプラザの場や地域の中で、地域の関心を高める広報や、活動のきっかけ作り、新しい人が関わりやすい活動メニューの検討ができる		—		
	個別課題や地域課題の解決に向けて、どのような人材が必要かを考えることができる		—		
ネ ッ ト ワ ー ク の 構 築 ・ 支 援 (コ ー ディ ネ ー ト ・ つ な が り 作 り)	—		—		
	地域ケアプラザの場や地域の中で、地域の関心を高める広報や、活動のきっかけ作り、新しい人が関わりやすい活動メニューの検討ができる		—		
	個別課題や地域課題の解決に向けて、どのような人材が必要かを考えることができる		—		
啓 発	住民や団体同士のつながりに気づくことができる		—		
	つながりを可視化し、地域や関係者と共有できる		—		
	自分自身が様々な住民や団体とつながることができる		—		
情 報 発 信	ネットワークの中での自分（組織）の役割を理解し、行動できる		—		
	発信する対象・目的を理解・把握できる		—		
	対象・目的に応じた手段（広報紙、HPなど）や場面、表現を選択できる		—		
福 祉 学 習	企業・学校・地域等の相談に適切に対応できる		—		
	啓発のためのプログラム作成、実施ができる		—		
	—		—		

		ステップ1：基礎編 ～理解・関係づくり・維持～	自己評価	ステップ2：応用編 ～発展・創出・見直し～	自己評価
地域 ケ ア プ ラ ザ の 場 を 生 か し た 支 援		地域ケアプラザは、地域ケアプラザに集う人との関係構築のツールであることを理解できる			
		地域活動交流Coのみ：地域活動交流の役割と「地域ケアプラザの場を生かした支援」について、サブCoと共有・連携し、積極的に地域に出向くことができる			
	自主事業	事業を滞りなく運営できる		地域アセスメント等に基づいた事業を企画できる	
		事業の目的を理解し、課題や改善点を見つけることができる。		長期的な事業の目的に対して段階的な働きかけができる	
		事業参加者と地域を結びつけることができる		事業の収束や整理（発展的解消や自主化を含む）ができ、継続した支援ができる	
		—		地域とともにつくる・地域で支える視点を持ち、自主事業の企画・開催ができる	
福祉・保健活動 団体等が活動す る場の提供	適正に施設貸出業務が行える。		利用団体の状況や課題の把握・支援・ネットワークづくりができる		
	利用団体と地域を結びつけることができる		利用団体を新たな担い手に結びつけることができる		
ボランティアコー ディネート	地域ケアプラザのボランティアコーディネートを理解できる		依頼を受け登録者以外からもボランティアを探せる		
	個別支援として依頼を受け登録者の中からコーディネーターができる		活動希望者の希望や適性に応じた活動紹介や活動の場をつくることができる		
	他機関（区ボランティアセンター等）と連携してニーズに対応できる		ボランティア同士のネットワークをつくることができる		
相談		相談を傾聴し、共感を示すことができる		持っている力や、表にでない気持ちを意識して、本人の力を生かした取組につなぐことができる	
		関係性を築き、本音や背景を引き出すことができる		地域活動の課題に関する相談に応じられる	
		基本的な制度や機関の情報提供ができる		複数の相談に共通するニーズを地域課題として把握し、地域支援に活かすことができる	
		解決のために必要な資源（住民・団体・専門機関）を探し、つなぐことができる。			
		区の関係部署に情報提供することができる		—	
		相談を受けることができる場面に積極的に参加できる			
制度・サービスの 理解	相談や各種事業等の業務を行う上で、必要な法律や制度、サービス等を理解し、地域に分かりやすく説明できる。（例：介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、生活困窮者自立支援法等）		個別課題について、課題を受け止め支え合えるように地域に働きかけができる。		
本人・家族等 への支援		地域住民の気づきや地域との関わりの中から、専門機関への相談につながらない個別課題を抱えた人を把握できる。		地域との関わりを望まない方も、その人らしさを尊重しつつ地域とのつながりができるように支援できる。	
		地域課題とは、一般化されたものだけでなく一人ひとりの個別課題が基本だと理解できる。		個別課題について、専門職と住民とが協働して支援できるように調整や働きかけができる。	
		一人ひとりの強みや希望、適性に気づき、モチベーションを高めることができる		参加や活動のための場やチャンスを作ることができる（講座、事業、ボランティアコーディネーター等）	
		一人ひとりの強みや希望、適性に応じた活動につなぐことができる、役割や居場所が持てるよう支援できる		一人ひとりの強みや希望、適性に応じた活動を作り出すことができる	
地域 ケ ア プ ラ ザ の 連 携	事業所内の 連携	地域ケアプラザの求められている役割を理解できる。		各職種の役割や現在の状況を共有し、理解し合える。	
		自分の職種の役割を理解できる。		地域ケアプラザ全体の地域支援方針の中で、役割を発揮できる。	
		地域ケアプラザ全体の地域支援方針を共有できる。		他の専門職に対して、協力を求めたり、アドバイスすることができる。	
		自らの知識・経験では対応が難しい相談事例について、所長や包括職員などに相談し、組織として対応できる		—	
	区・市内同職種 との連携	担当エリアが重複する地区について協力して関わることができる		区や市の連絡会のまとめ役となり、現場の見本として、初任者の育成支援ができる	
		区連絡会の一員として、会議や事業で役割を果たせる		区や市全体の地域福祉の推進を意識できる	
区・区社協 との連携	区・区社協の役割を理解できる		地域支援や事業推進（情報や方針共有も含む）にあたり、区・区社協と協力し合える		
	区・区社協の地区担当者や事業担当者の情報や協力を得て、Coが交代しても切れ目のない地域支援が行える		区・区社協の担当者が交代した場合、これまでの状況を引継等で共有して切れ目のない地域支援が行えるよう支援する		
方針理解	まちづくりや防災など分野を問わず、幅広い視点をもつために、各種計画・方針等を理解できる。 例：横浜市中期4か年計画、横浜市地域福祉保健計画、健康横浜21、横浜市子ども・子育て支援事業計画、横浜市障害者プラン、横浜市高齢者・保健福祉計画・介護保険事業計画、横浜市都市計画マスタープラン（区プラン）		各種計画・方針等を理解した上で、自分の業務との関係性を理解し、業務に生かすことができる		
適 正 事 業 運 営 的 な	法令順守	個人情報保護法など施設運営に関わる法律、条例を理解し、遵守することができる			
	文書管理	適切な書類管理ができる			
	予算執行管理	適切な予算の執行管理ができ、効率的な運営をすることができる。			
	危機管理	ヒヤリハット事例の蓄積、共有など事故予防に関する取り組みが行なえる。			
苦情や事故の対応ができる。					
緊急災害時の対策（平常時・災害発生時）が講じられる。					
自己研鑽・倫理観の 形成		助言の下、活動振り返りやまとめ作成ができ、スキルアップに向けた研修に積極的に参加し、業務に活かせる			
		（上記）コーディネーターの目的が理解でき、コーディネーターとしての行動がとれる			
必 要 な 運 営 キ ル	主催会議	会議の目的と自分の役割を理解できる		参加者の意見や気づきを引出し、柔軟にまとめることができる	
		会議の目的にあった、適切な準備、運営（メンバーの呼びかけ、資料作成、司会進行、記録等）をすることができる		地域の合意形成の場とすることができる	
	他機関や地域の 会議などへの参 加	会議の目的と自分（組織）の役割を理解して参加できる		役割を踏まえた適切な助言・働きかけができる	
		役割を踏まえた適切な発言・情報提供ができる		—	

「コーディネーター（地域交流・生活支援）の業務と能力」 説明資料

1 コーディネーターの「業務と能力」とは

「コーディネーター」とは、「地域活動交流コーディネーター」と「生活支援コーディネーター」のことです。

「コーディネーターの業務と能力」は、コーディネーターに必要な業務と能力について、横浜市として一定の基準を設けた、人材育成の指標です。コーディネーターの業務を縦列に記載し、業務ごとの目標を横列に記載することにより、自らに求められている具体的な目標等を把握し、他職種とも共有しやすくしています。

地域ケアプラザの運営法人が、人材育成を実施する際に、各法人の育成方針等と併せて使用します。

また、健康福祉局と市社協が行う基礎研修・応用研修の内容と連動させており、研修においても、習得すべき力や視点を振り返る場を設けます。

コーディネーターとして必要な能力を身につけ、地域ケアプラザの目的を達成するために、計画的な人材育成に努めましょう。

「横浜市人材育成ビジョン 業務・職域版
社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」を
参考に作成しています。

2 活用方法

○職員の自己管理が基本です。

○職員が

- ・該当分野の「業務と能力の表」を参考に自己点検します。
- ・面談時に所長に提示し、目標や結果等を共有します。
- ・毎年のチェックを自分で経年管理し、所長と共有します。
- ・自己研鑽の手がかりとします。

○所長が

- ・職員の育成計画の作成と振返りに利用します。
- ・面談時に、職員が自己点検した目標や結果等を共有した上で、職員の経験の幅を増やし業務と能力を高めるアドバイスをします。

○職員同士が

- ・各職種の目標立てを共有し、アドバイスし合い、地域ケアプラザ職員としての質を高める組織風土づくりを進めます。

○同職種同士が

- ・区職種別連絡会等で、各職種の目標立てを共有し、アドバイスし合うとともに、研修の企画に生かします。

活用イメージ

場面	コーディネーター	所長（責任職・指導者）
◆ 目標・計画等の作成	<p>① 自己点検</p> <p>② 年度目標・計画等の作成</p> <p>③ 面談</p> <p>専門能力がどれくらいついてるかな？「業務と能力」を使って点検してみよう！</p> <p>この部分が、まだ力がついていないかなあ…今年は、この力がつくように目標を立ててみよう。</p> <p>この部分の力がついていないので、今年の目標は、〇〇にしてみました。</p> <p>どうして、この力がついていないと思うのかな？詳しく教えてください？</p> <p>所長</p>	<p>□ 現在の育ちを確認し、今年度の目標を双方で設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 身につけている能力の状態を職員の自己点検結果に基づき「業務と能力」で確認する。 今年度の目標を双方で確認・設定する。
◆ 年間振り返り	<p>① 振り返り</p> <p>② 次年度の目標設定</p> <p>③ 面談</p> <p>目標設定時と比べて、どれくらい力がついたかな？「業務と能力」で振り返ってみよう。</p> <p>来年は、地域の人に相談してもらえようになりたいなあ。</p> <p>今年は、たくさんの人とつながることができたと思いますが、自分の役割が…</p> <p>その力がついたんだね。どんなところを意識しながら地域に出ていたのかな？</p> <p>今年、たくさんの人に顔を覚えてもらえたなあ…〇〇研修に出てみようかな。</p> <p>中間期の振り返りに活用するとより効果的です！</p> <p>所長</p>	<p>□ 1年間の育ちを双方で確認</p> <p>□ 次年度の目標につなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務と能力」等を用い、職員からの振り返りの説明を受け、詳細な場面や判断した背景を具体的に言語化して確認・共有する。 次年度の業務への姿勢や目標・計画等の作成時に「業務と能力」を活用して双方で確認。
◆ 研修（自己研鑽）	<p>① 受講申込み</p> <p>② 研修受講</p> <p>③ 研修報告</p> <p>研修案内が来た！！この研修を受けたら、自分の苦手な部分（「業務と能力」のこの部分）の知識（技術）がつきそうだから、受講してみよう。</p> <p>へー。そういうことだったんだ…</p> <p>この前受けた研修で、〇〇を学んで、こんなことを感じました。</p> <p>同僚・同職種</p> <p>〇〇のこと教えてください？</p>	<p>□ 職員に能力開発につながる研修の受講を勧める</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度目標、計画等の作成時に、必要な研修の受講について勧める。 職員が能力を獲得するために適した研修の周知があった時、職員に声をかける。
◆ 職員間のアドバイス	<p>① 振り返り</p> <p>② 共有</p> <p>同僚・同職種</p> <p>振り返ってみたけれど、力がのびていないかも…。先輩職員さんに相談してみよう。</p> <p>〇〇が心配です。面談でも所長に話してみましたが、どう思いますか？</p> <p>〇〇って、そういうことなんだ。一緒に〇〇してみよう。</p> <p>△△してみたらどう？</p> <p>〇〇の研修を企画してみよう！</p>	<p>□ 積極的に職種別会議の場等への参加を勧め、人材育成に生かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職種別会議の場等への参加を勧める。 職員から報告を受け、人材育成に生かす。

3 「業務と能力」の内容

目的・目標

コーディネーターの目的・目標です。コーディネーターは何をする人が聞かれたら、周囲の人に説明できるようにしましょう。毎日の業務を「何のために」「何を目指して」やっていくのか、意識を向けて取り組みましょう！また、時々立ち戻って意識してみましょう。

	目的	目標	共通点と相違点
地域活動交流コーディネーター	<p>子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを関係機関と連携して支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■専門職として地域の状況（魅力・課題）を分析するとともに、地域住民と地域の目指す姿を共有する ■地域住民の取組や思いが、支援を必要としている人に届くように支援する ■地域住民が地域に感心を持ち、地域の魅力と課題に気づき自分自身の役割を引き出す ■地域住民とともに、地域の魅力を伸ばし、課題解決ができるような活動を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動交流コーディネーターは、全ての住民を対象とした地域活動を推進します
生活支援コーディネーター	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の体制整備という明確な視点を持って地域づくりを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者が、自分でできることは自分で行いながら住み慣れた地域で暮らすよう、様々な主体による重層的な生活支援がある地域づくりを支援する ■高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って自分らしく暮らすよう、様々な介護予防・社会参加の機会がある地域づくりを支援する ■高齢者の状況の変化に応じた適切な支援ができるよう、住み慣れた地域で暮らす高齢者や介護予防・社会参加の体制整備を推進する ■専門職として、高齢者の個々の生活コース（や介護予防）に焦点を当て、地域づくりに関する分析・計画・立案ができ、地域とともに取り組む 	

チェック欄
業務と能力の各項目に★を入れながら、振り返りをしてください。
「とてもよくできた」★★★
「大体できた」★★
「まだ不十分」★

◆コーディネーター（地域活動交流・生活支援）の業務と能力

「とてもよくできた」=★★★ 「大体できた」=★★ 「まだ不十分」=★

	ステップ1：基礎編 ～理解・関係づくり・維持～		自己評価	ステップ2：応用編 ～発展・創出・見直し～		自己評価
	業務	能力		業務	能力	
地域の情報収集	各職種や区社協、区役所等の関係機関が既に把握している地域の情報やニーズを持ち寄り、把握できる			地域との関係構築で得た情報をもとに立体的な地域アセスメントができる		
	地域の基礎情報（歴史・文化・組織・人物・交通等）を更新・整理できる			社会資源について、データだけではなく質的な価値を理解できる		
	地域の関係機関・住民活動・企業等を把握・更新できる			地域ケアアτζァ、区社協、区役所が協力・連携して、より多くの必要な情報を収集できる		
	地域に関する課題やニーズを把握できる					
個別課題の解決	個別課題から地域課題を探ることができる			潜在的なニーズを顕在化することができる		
	地域支援の記録を基に、地域状況の変化や専門機関の働きかけについて振り返り、課題を見つけることができる					
	地域アセスメントを他分野の専門職とともに作成し、多角的に分析ができる					
	地域の資源や活動がニーズ（個別・地域）を満たしているか、何が不足しているか分析できる					
地域福祉の推進	これまでの経過、地域状況やニーズ等の分析を踏まえて、不足している取組が判断でき、今後の支援の仮説を立てて働きかけができる					
	地域福祉保健計画（地区別計画、区計画）の取組を活用できる					
	地域福祉保健計画（地区別計画、区計画）の取組を活用できる					
社会資源の開拓・開発・支援	団体の概要や経過を記録できる			団体の目標・達成状況等を把握し、長期的な支援目標を立てて継続的な支援を行うことができる		
	福祉保健活動との関わりが薄い団体・組織・人等との接点を見つけ、意義を伝えることができる			団体の目標・達成状況等を把握し、長期的な支援目標を立てて継続的な支援を行うことができる		
	個別課題や地域課題の解決に向けて、どのようなサービスや活動の開発が必要かを考えることができる					
	地域ケアアτζァの場や地域の中で、地域の関心が高める広報や、活動のきっかけ作り、新しい人が関わりやすい活動メニューの検討ができる					
ネットワークの構築・支援（コーディネートつながり作り）	住民や団体同士のつながりに気づくことができる					
	つながりを可視化し、地域や関係者と共有できる					
	自分自身が様々な住民や団体とつながることができる					
	ネットワークの中の自分（組織）の役割を理解し、行動できる					
啓発	情報発信	発信する対象・目的を理解・把握できる		情報を入手しにくい人に伝える工夫ができる		
	福祉学習	対象・目的に応じた手段（広報紙、HPなど）や場面、表現を選択できる				
啓発	情報発信	企業・学校・地域等の相談に適切に対応できる		企業・学校・地域等に対して、地域活動への参加を働きかけができる		
	福祉学習	啓発のためのプログラム作成、実施ができる		関心がない人が、取組の必要性を自覚し、自分事として行動できるよ、伝え方（課題の見え方、分かりやすさ）を工夫できる		

各ステップ

ステップ1 ⇒ 1～3年目程度
ステップ2 ⇒ 4～5年目程度

指定管理期間が5年となっているため、5年で業務が一通りできるレベルを想定していますが、項目によって、また、職場の状況によって、求められる業務や能力が異なるので、一つの目安として参考にしてください。

また、コーディネーターの能力目標として全ての職員に参考になる内容なので、6年目以降の方も、定期的な自己点検や目標設定時等に、項目内容を参照し活用してください。

同じ業務を、10年以上担当している方もいると思います。そういった方は、区内または市内の同職種の目指すべき職員像として、同僚や後輩の育成・横浜市への施策提言等を行うような職員としての役割が求められます。

毎年の目標

全部の項目を、毎年目標にするのは難しいと思いますので、現状の業務と能力の点検は、全部の項目で確認し、目標として立てるのは、いくつかの項目に絞って立てることも考えられます。
年々目標を変えて未経験の項目や苦手克服など、各自に合った、目標→実践で段階的に力をつけていくイメージで取組みましょう。

コーディネーター(地域活動交流・生活支援)人材育成体系図

OJT

地域ケアプラザ内
→所長がマネジメント
【職員全員で取り組む】

■日常業務

- ・日頃の業務の悩みや関係機関との連携等について、些細なことでも職場内の同僚や先輩に相談。
- ・回覧する業務の記録への助言

■会議の活用

- ・5職種連携会議等、個別の事例検討や担当圏域への支援方針を話し合う場を、地域ケアプラザ職員としてのあり方、方向性及び業務の視点等の学びあいの場にする。

■研修の活用

- ・研修前に、研修のねらいを確認する。
- ・研修後に、職場内で共有し、日常業務への生かし方を確認する。

■「コーディネーターの業務と能力」の活用

- ・職員の自己点検
- ・面談時に所長に提示し、目標や振り返りの結果等を共有

地域ケアプラザ外

区コーディネーター
連絡会

- ・基礎研修・応用研修の振り返り、日常業務への生かし方の確認
- ・共催事業を通じた学び合い
- ・日常業務の相談(会議内・会議外)

相互に連携し反映させる

相互に連携し反映させる

人材育成の支援

マネジメント

所長

人材育成の支援

区役所・区社会福祉協議会

Off-JT

地域ケアプラザ
運営法人

運営法人職員としての
能力を育成

研修実施機関等

- ・各種テーマに沿った研修
- ・最新情報の収集、他都市の先進的な取組

自己研鑽としての
研修参加

健康福祉局

地域支援課・地域包括ケア推進課
地域ケアプラザのコーディネーターとして、専門能力育成の基盤となる研修

■基礎研修

対象:経験年数1年未満のコーディネーター

■応用研修

対象:経験年数3年以上4年未満のコーディネーター

■実践編

対象:「コーディネーターの業務と能力」のステップ2までを習得し、応用編を受講済で、基礎編及び応用編等に協力可能であるコーディネーター

区コーディネーター
連絡会

- ・少人数が適した研修
- ・区域や担当圏域の課題解決のための研修
- ・サブコーディネーター研修

地域ケアプラザ分科会
地域交流研究会

- ・横浜市社会福祉協議会の部会活動
- ・資質向上の場として積極的に活用する

業務所管課

業務遂行に必要な知識・支援技術を習得するための研修

健康福祉局
地域支援課・高齢在宅支援課・地域包括ケア推進課

■新任所長研修

- ・地域ケアプラザとは、地域福祉とは
- ・地域ケアプラザの業務マネジメント、働きやすい職場づくり、コーディネーターの人材育成体系について

人材育成の支援

コーディネーター（地域活動交流・生活支援）向け 研修カリキュラム

基礎編

ねらい：地域ケアプラザのコーディネーターとして、自らが置かれている現状を理解し、維持した上で、様々な関係づくりの方法を理解する。

対象：経験年数1年未満（新任所長、区福祉保健課事業企画担当及び区高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当も参加可能。ただし、2、6、7回については、新任所長及び区福祉保健課事業企画担当係長または担当者（各区から1名）は必須参加）

	「業務と能力」該当箇所	テーマ	目的
1 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケアプラザの場を生かした支援 ●事業所内の連携 ●相談 ●本人・家族等への支援 	地域ケアプラザとは	・地域ケアプラザについて理解する
		地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの目的と目標（共通点と相違点など）	・それぞれの目的及び目標を理解した上で、共通点と相違点を理解する。
2 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケアプラザ業務連携指針 (地域ケアプラザの目的・役割・強み・地域ケアプラザ全体で取り組む支援) 	現職コーディネーターから学ぶコーディネーターの日常	・コーディネーターの具体的な過ごし方をイメージできる。
		自主事業及び部屋貸出業務と地域支援との関わり サブコーディネーターとの関わり方（実践報告）	・自主事業と部屋貸出業務は、地域づくりのために活用するツールであることを理解する。 ・サブコーディネーターに「地域ケアプラザの場を生かした支援」の意義を伝え、コーディネーターの地域（施設外）での取組と施設外の取組とが関連しあうことの理解を得られるようになる。
3 日 目 ・ 4 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●制度・サービスの理解 ●方針理解 	個別支援と地域支援の一体的な取組	・事例を通して、個別支援と地域支援の一体的な取組の必要性を感じることができる。
		地域の基礎情報の整理 コーディネーターの業務マネジメントと記録	・コーディネーターの業務マネジメントについて理解する。 ・コミュニティワークの援助過程について共有し議論するための記録や仕組みを理解する。
5 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●地域アセスメント 	五感で地域を知るためのまちあるき	・地域の基礎情報の把握、整理、更新するための視点を学ぶ。 ・データだけでなく実際に地域の状況を五感でつかむための地区踏査について学ぶ。
		各区社会福祉協議会について 地域福祉保健計画の推進に向けて 横浜市における地域包括ケア 地域包括支援センターとは 横浜市における生活困窮者施策 横浜市における子ども青少年施策 横浜市における障害者施策 その他の制度及び施策等	・横浜市等の制度及び施策等を理解する。 ・各施策においてコーディネーターに求められる役割を理解する。 ・各分野の社会資源を知り、連携できるようにする。
6 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なスキル 会議運営 	会議の意義の理解と会議の運営方法	・会議の目的に応じた会議の設計ができる ・チーム内での役割を理解した会議運営ができる
7 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●制度・サービスの理解 ●方針理解 	コミュニティソーシャルワークと地域福祉活動 個別支援と地域支援の一体的展開	・個別支援と地域支援の一体的展開によるコミュニティソーシャルワークの考え方や実践について理解する。
		個別課題アセスメントと地域アセスメント	・地域アセスメントによる個別ニーズ、地域の強みや課題を分析し、仮説を立てるプロセスや手法を理解する。 ・専門職の仮説だけでなく、住民が感じている問題意識を理解する。 ・アセスメントを論理的に整理するイメージを持てるようになる。
8 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の地域づくりの推進体制の構築 	住民の力を活かした課題解決	住民の力を活かした課題解決の実践方法を理解する。 ・住民と専門職が目指す地域像を共有するプロセスを理解する。
		地域福祉推進とコミュニティワーク 個別支援と地域支援の一体的展開	・地域福祉の重要性、コミュニティワークの専門性について理解する。 ・住民主体について理解し、主体形成の大切さを感じることができる。
9 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所内の連携 ●相談 ●本人・家族等への支援 	地域づくりに結びつくネットワークづくり 地域の組織と、地域との付き合い方	・情報収集や課題解決に結びつくようなネットワークづくりについて学ぶ。（地域、関係機関、ケアプラザ内の各職種） ・互いの立場や視点、考え方の違いを理解し、それぞれの強みを活かした連携や協働について学ぶ。
		社会資源の開拓・開発・支援	・必要なニーズ（個別・地域）を反映した、ボランティアコーディネートについて学ぶ。 ・地域づくりにつながる社会資源開発について学ぶ。 ・地域団体の運営支援や、自主化だけにとどまらない地域と地域ケアプラザとの関係づくりについて学ぶ。
10 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●本人・家族等への支援 	その人らしい社会参加	・支援する人・される人ではなく、様々な地域への関わり方があることを理解し、その人の持つ力を活かした、参加と活動の機会につなげたり、作り出したりすることを学ぶ。
11 日 目	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケアプラザ業務連携指針 (地域ケアプラザの目的・役割・強み・地域ケアプラザ全体で取り組む支援) 	1年間の振り返り 個別支援と地域支援の一体的展開	1年間を振り返り、改めて地域ケアプラザとコーディネーターの目的を考え、個別支援と地域支援の一体的な取組の必要性について学ぶ

応用編

ねらい：地域ケアプラザのコーディネーターとしての実践を振り返り、自らが置かれている現状からの発展・創出・見直しに生かすことを目的とします。

対象：経験年数3年以上5年未満のコーディネーター

	「業務と能力」該当箇所	テーマ	目的
1 日 目	●必要なスキル 会議運営	ファシリテーション研修 ～地域をつなぐ上手な会議の進め方～	・様々な価値観・アイデア・スキルを持つ多様なメンバーが、自ら考え、力を発揮できるように促すため、目標を明確に、かつ達成までのプロセスを大切にしながらマネジメントスキルとしてのファシリテーションを学ぶ
2 日 目	・全体	地域福祉推進とコミュニティワーク	・自身の実践を基に、コミュニティワークの専門性について改めて理解するとともに、住民組織化のプロセスを理解し、具体的に業務に生かせるようになる。
	●ネットワークの構築	課題解決のためのネットワークづくり 地域の組織化支援	
	●社会資源の開拓・開発・支援	地域ニーズと結びつけた団体支援 多様な人や団体と共に行う社会資源開発	

実践編

ねらい：地域ケアプラザのコーディネーターとしての実践を振り返り、自己の専門性を高めるとともに、コーディネーターとしての実践を紐解き、モデルとなるコーディネーター像を具現化することを目的とします。

対象：経験年数10年以上で「コーディネーターの業務と能力（地域活動交流・生活支援）」のステップ2までを習得し、基礎編及び応用編を受講済で、基礎編や応用編等に協力可能であるコーディネーター

	「業務と能力」該当箇所	テーマ	目的
	・全体	地域福祉推進とコミュニティワーク	地域ケアプラザのコーディネーターとしての実践を振り返り、自己の専門性を高めるとともに、コーディネーターとしての実践を紐解き、モデルとなるコーディネーター像を具現化すること